

# 第5次総合計画基本計画 中間総括評価表

## 【政策の柱Ⅰ】

市民の安全で健康な笑顔あふれる  
暮らしを支えるために



中間総括評価表【概要版】

I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

1. 基本施策の推進に向けた各主体の「務め」

- ◆ 市民は… 地域社会の中でみんなで助け合いながら、安全・安心に、健康で生き生きと自立した生活を送れるよう、主体的に行動します。
- ◆ 事業者は… 地域社会の一員として、福祉活動や雇用面での貢献などに積極的に取り組みます。
- ◆ 行政は… 市民の安全で健康な暮らしを支えるため、基盤の整備や環境づくりに取り組みます。

2. 基本施策と施策の体系

|   | 政策名（基本施策名）      | 政策の達成目標（基本施策目標）  | 政策を構成する各施策  |
|---|-----------------|--|---|
| 1 | 保健・医療サービスの質を高める | 市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。          | 1 健康づくりの推進<br>2 地域医療体制の充実<br>3 国民健康保険の医療費適正化の推進   |
| 2 | 高齢期の生活を充実する     | 高齢者が自らの介護予防に積極的に取り組み、住み慣れた地域の中で生きがいをもって、充実した生活を送っています。     | 1 高齢者の自立促進<br>2 高齢者の生きがいづくりの充実<br>3 介護保険事業の充実   |
| 3 | 障がいのある人の生活を充実する | 障がいのある人が、地域の中で、自立し、安心して充実した生活を送っています。                      | 1 障がい者の社会的自立の促進<br>2 障がい者の生活支援の充実   |
| 4 | 愛情豊かに子どもたちを育てる  | 家庭、地域、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民が安心して子どもを生み育てています。               | 1 児童健全育成環境の充実<br>2 子育て支援の充実<br>3 ひとり親家庭等への支援充実<br>4 子どもへの虐待防止対策の強化  |
| 5 | 都市の福祉力を高める      | 充実した保健・福祉サービスにより、住み慣れた地域において自立した生活を送っています。                 | 1 市民の福祉活動への参画促進<br>2 保健・福祉サービスの総合化の推進<br>3 ユニバーサルデザインの推進<br>4 社会福祉施設の充実<br>5 保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実                              |
| 6 | 日常生活の安心感を高める    | 地域社会や事業者、行政が連携して日常生活を取り巻くさまざまな危機に対応し、市民が、安全で安心した生活を送っています。 | 1 防犯対策の充実<br>2 交通安全対策の充実<br>3 消防力・救急救命体制の充実<br>4 危機管理体制・危機対応能力の充実<br>5 消費生活の向上<br>6 食品の安全性の向上<br>7 健康危機管理対策の強化<br>8 生活衛生環境の向上 |

3. 中間総括評価

|    | 実績とH24末の見通し   | 政策の達成度    | 総合評価(政策の実現状況と今後の課題)  |
|----|---|-----------|--|
| 1. | <p>◆「健康づくりの推進」については、地域における健康づくり推進組織が設立され、地域主体の健康づくり活動の充実が図られている。また、様々な機会を通じた健診受診の重要性についての普及啓発、自殺予防に関する知識の情報提供や人材育成など、生活習慣病予防対策や自殺予防対策が着実に推進されている。</p> <p>⇒ H24の見通しとしては、市内全地区における健康づくり推進体制の整備や健康づくり活動のさらなる充実を図るとともに、市民ニーズを踏まえた健診の受診方法・日時・場所等を検討し健診を実施するなど、受診しやすい環境を整備し、受診率の向上が図られている。また、引き続き普及啓発等に取り組むことにより、生活習慣病予防やうつ病などの心の病に対する市民の理解促進が図られる見通しである。</p> <p>◆「地域医療体制の充実」については、初期救急医療体制及び二次救急医療体制が確立され、円滑に運営されている。また、医事・薬事監視指導の着実な実施や、看護専門学校や准看護高等専修学校等への継続的な支援などにより、質の高い医療サービスが確立されている。さらに、救急医療の適正受診促進策の充実などにより、救急医療の提供体制に対する市民の理解促進が図られている。</p> <p>⇒ H24の見通しとしては、初期救急医療体制及び二次救急医療体制について引き続き評価・検証・見直しを図るとともに、継続的な医療・薬事監視指導の実施、医療従事者の養成、救急医療の適正受診の促進などを着実に推進することで、適切な地域医療体制が整えられる見通しである。</p> <p>◆「国民健康保険の医療費適正化の推進」については、特定健康診査・特定保健指導の推進や、人間ドック・脳ドック受診費用の補助など、被保険者の生活習慣病予防や健康の保持増進を図ることで、医療費の適正化に取り組んでいる。特に、特定健康診査・特定保健指導については、継続的な啓発活動や、未受診者への電話勧奨等の実施により、受診率等の向上が図られている。</p> <p>⇒ H24の見通しとしては、特定健康診査・特定保健指導の受診率等向上策について引き続き評価・見直しを行うことにより推進が図られており、また、被保険者の健康の保持増進に寄与する保健事業の充実が図られる見通しである。</p> | A<br>順調   | <p>◆「健康づくりの推進」については、市民の主体的な活動も含め、健康づくり推進が着実に推進されている。</p> <p>◆「地域医療体制の充実」については、救急医療の円滑な運営や医療監視の強化等による、地域医療の提供体制の充実が図られている。</p> <p>◆「国民健康保険の医療費適正化の推進」については、特定健康診査・特定保健指導にかかる継続的な啓発活動や、未受診者への電話勧奨等の実施により、受診率の向上が図られている。</p> <p>⇒ 政策の達成目標の実現については、政策を構成する施策指標の達成度が平均値で87.2%となっており、また、政策に関する市民満足度が着実に向上していることなどから、政策の達成度を「A」とした。</p> <p>今後、さらに実現性を高めるためには、下記の取り組みが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の健康づくりを進めるため、引き続き、市民が健診を受診しやすい環境整備に取り組み、受診率をさらに向上させる必要がある。また、本市でも高い水準で推移している自殺への対策等について取組の継続・強化が必要である。</li> <li>・地域医療の提供体制を強化するため、救急医療体制のさらなる充実を図るとともに、看護職などの医療従事者の養成にも取り組んでいく必要がある。</li> <li>・年々増加する国民健康保険の医療費を適正化するため、特定健康診査等の受診率をさらに向上させる必要がある。また、国民健康保険制度の円滑な運営を図るため、引き続き、財政の健全化に努める必要がある。</li> </ul> |
| 2. | <p>◆高齢者の自立促進については、介護予防対策として全小学校区域において介護予防教室を開催するとともに、本市の認知症高齢者対策としての指針となる「宇都宮市の認知症高齢者等対策」に基づき、認知症サポーターの養成などに着実に取り組んでいる。</p> <p>⇒ 今後も、認知症高齢者対策と介護予防の推進、地域での支援体制の強化に取り組むことで、高齢者の自立した生活が一層促進される見通しである。</p> <p>◆高齢者の生きがいづくりの充実については、みやシニア活動センターにおけるシニア世代のセカンドライフを支援するための講座の開催をはじめとした各種事業や、市内5館の老人福祉センターにおける教養講座や健康づくり教室に取り組んでおり、着実に進捗している。</p> <p>⇒ 今後、引き続き事業を推進することにより、より多くの高齢者に対して生きがいづくりの充実が図られる見通しである。</p> <p>◆介護保険事業の充実については、居宅サービスや施設サービスなどの各種サービスの充実に取り組むとともに、サービスの周知に努めたことにより、順調に事業を推進している。</p> <p>⇒ 今後も引き続き、適切に事業を推進することにより、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供できる見通しである。</p>   | B<br>概ね順調 | <p>◆「高齢者の自立促進」については、高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、介護予防教室の開催などの介護予防の推進や、「宇都宮市みんなで考える認知症月間」を設置するなど、着実に事業を推進している。</p> <p>◆「高齢者の生きがいづくりの充実」については、高齢者一人ひとりが尊厳を持ち、元気にいきいきと暮らしていけるよう、団塊・シニア世代の総合相談センターであるみやシニア活動センターを設置したほか、専用バス乗車券の購入助成などの高齢者の外出支援の充実を図るなど、様々な事業を着実に推進している。</p> <p>◆「介護保険事業の充実」については、適正な介護サービスを提供するため、居宅サービスや施設サービスなどの各種サービスの充実に取り組むことにより、必要な方への必要なサービスの提供が図られている。</p> <p>⇒政策の達成目標の実現については、政策を構成する3施策ともに90%以上の施策指標の達成率となっているものの、市民の満足度は十分とは言えない状況である。</p> <p>今後の政策目標の達成に当たっての課題として、より一層各種施策の周知に努めるとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、高齢者のニーズを踏まえた施策の推進に取り組む必要があることから、達成度を「B」とした。</p>   |

|   | 実績とH24末の見通し  | 政策の達成度        | 総合評価(政策の実現状況と今後の課題)   |
|---|--|---------------|---|
| 3 | <p>◆「障がい者の社会的自立の促進」については、授産活動支援事業や授産品創造・開発プロジェクト「U」などの宇都宮版工賃倍増事業に取り組み、売上げの向上や授産品の販路拡大、作業等の年間獲得件数が増加するなど、順調に進捗している。<br/>⇒H24末の見通しとしては、引き続き、授産品を製作・販売している障がい者施設などを支援することにより、障がい者の社会的自立がより一層促進される見通しである。</p> <p>◆「障がい者の生活支援の充実」については、グループホーム・ケアホームの整備や障がい者生活支援センターにおける在宅福祉サービスの利用援助、介護相談や情報提供などを総合的に進めるとともに、障がい児に対しては、乳幼児期から就労まで途切れのない一貫した支援を行うため、関係機関等が児童の情報を共有し、連携強化を図るためのサポートファイル配布や個別の支援計画策定のための研修会を開催するなど、着実に施策を推進している。<br/>⇒H24末の見通しとしては、グループホーム・ケアホームについては、需要と供給のバランスを見極めた計画的施設整備や、障がい者の種別等に関わらず、地域で適切な相談や支援を受けられる体制の充実、障がい児については、小中学校への「個別の支援計画」を段階的に導入に取り組むことにより、発達に遅れのある児童に対する支援の充実・強化が図られる見通しである。</p>  | B<br>概ね<br>順調 | <p>◆本市では、障がい者福祉プランに基づき、生活能力・自立能力を高めるための就労支援策の充実や障がい者が地域で安心して生活を送るための支援の充実に取り組んできたところである。</p> <p>◆「障がい者の社会的自立の促進」については、昨今の経済・雇用情勢の影響を受け、障がい者の一般就労への移行状況は厳しい状況であり、施策指標の達成が困難となっているところであるが、施策を構成する授産活動支援事業、授産品創造・開発プロジェクト「U」などの宇都宮版工賃倍増事業をはじめとする個々の取組が、目標値を達成するなど、障がい者の自立した生活・社会参加の促進を図ることができた。</p> <p>◆「障がい者の生活支援の充実」については、日中一時支援事業などの取組が目標値を達成するなど、地域で安心して暮らせる環境づくりを着実に進めている。<br/>⇒政策の達成目標の実現については、政策指標の達成状況はあまり高くないものの、厳しい社会経済状況のなか、障がい者の工賃向上が図られるなど、政策全体としては、一定の成果を上げている。特に、授産活動支援事業では、庁舎内の販売コーナーの売り上げ上昇、参加事業所数、授産品・下請け等の獲得件数などが増加しており、就労支援策の取組が着実に進んでいる。</p> <p>また、障がい児に対しては、乳幼児期から就労まで途切れのない一貫した支援を行うため、関係機関等が児童の情報を共有し、連携強化を図るツールであるサポートファイルの配布や個別支援計画策定のための研修会などを実施しており、政策を推進する取組が順調に進捗していることから、達成度を「B」とした。</p> <p>今後も、引き続き、障がい者の地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、地域全体で障がいに対する理解を図るとともに、障がいの有無に関わらず、人格と個性を尊重する「共生社会」を実現するために、障がい者一人ひとりの特性を踏まえながら、障がい者が自立し、安心して生活を送れるための施策事業に取り組んでいく。</p>   |
| 4 | <p>◆「児童健全育成環境の充実」については、宮っ子ステーション事業の推進において目標には到達していないものの実施箇所数は着実に増加している。青少年の居場所については、横ばいの状態が続いている。<br/>⇒宮っ子ステーション事業は、きめ細かな事業立ち上げ支援などを行うことにより、平成24年度末の目標達成が見込まれる。青少年の居場所については、目標達成は難しい状況である。今後、地域団体との連携や効果的な事業のあり方検討を行っていく。</p> <p>◆「子育て支援の充実」については、さまざまな角度から子育て支援サービスを実施しているところである。施策指標となっている待機児童の解消については、定員増や保育所新設、認定こども園整備などにより、平成20年度から3か年で370名の定員増を図っており、待機児童解消に向けた取組を進めているところであるが、社会経済情勢の悪化などにより入所希望者が増加しており、待機児童が横ばいの状態である。また、こどもには赤ちゃん事業については、面接率の上昇が見られている。その他、特定不妊治療費助成金については、本市独自に上乗せで助成を行っているほか、妊産婦医療費助成事業については、助成対象期間を延長するなど、中核市トップクラスの水準となっている。<br/>⇒今後とも、きめ細かな子育て支援を事業推進を行っていく。待機児童については、これまでも定員の増を図るため、整備を進めていたところであるが、平成23年度中の保育所の増設や認定こども園の設置促進による保育サービス量の拡大により、平成24年度当初には、さらに340名の増加を図る予定であり、解消する見込みである。こどもには赤ちゃん事業については、里帰り出産等により、本市以外で出産・子育てを行っている人を除くと、おおむね対応できている。</p> <p>◆「ひとり親家庭等への支援充実」については、就業支援や相談機能の充実を図っているところである。<br/>⇒平成23年度に新たに始めた「企業との連携による就業支援」などにより、平成24年度末には就業件数の増加が図られる見込みであり、目標達成される見通しである。</p> <p>◆「子どもへの虐待防止対策の強化」については、市民の虐待に対する意識向上もあり、掘り起しが図られているところである。<br/>⇒今後とも、関係機関との連携強化や主任児童委員等の活用による地域での活動の定着などにより、未然防止や早期発見、早期対応が図られる見通しである。</p>   | B<br>概ね<br>順調 | <p>◆「児童健全育成環境の充実」においては、児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、健やかに育つために、地域において子どもたちの活動の場や機会の提供を行っている。今後は、保護者ニーズを捉えた見直しや青少年の利用促進に向けた検討、地域団体などの連携を図っていくことが必要である。</p> <p>◆「子育て支援の充実」においては、多角的な子育て支援を行っており、特に、待機児童解消に向けた取組については、保育所等の施設整備などにより、計画的に保育サービスの供給量を拡大し、待機児童の解消を図っているところであるが、社会経済状況の悪化などにより保育所の利用希望が増えているといった様々な状況変化に対応できるような方策について検討が必要である。また、様々な保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスの拡充が必要である。また、こどもには赤ちゃん事業については、事業の充実を図るため、訪問指導員の確保や質の向上が必要であるとともに、訪問ができない家庭については、実質的な効果を補完していくために、健康診査などの機会での対応などが必要である。</p> <p>◆「ひとり親家庭等への支援充実」については、ひとり親家庭の就業数が増加するなど、自立が促されているところである。今後は、就業支援を始めとした自立支援策をさらに充実していく必要がある。</p> <p>◆「子どもへの虐待防止対策の強化」については、市民の虐待への関心の高まりなどにより、今後も虐待の通告件数の増加が見込まれることから、関係機関や地域団体との一層の連携により、社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見を図っていくことが必要である。<br/>⇒ひとり親の就業支援や宮っ子ステーション事業などについては、目標を達成できる見込みである。特に待機児童解消については、保育所等の整備量拡大により、平成24年度当初までには達成見込みであることや、特定不妊治療費助成金や妊産婦医療費助成事業といった中核市トップクラスの取組があることなど、安心して子どもを生み育てることができる環境整備を着実に推進しており、市民満足度も上昇傾向にあることから、「愛情豊かに子どもたちを育てる」状態が図られつつあると考えられ、達成度を「B」とした。</p>   |
| 5 | <p>◆市民の福祉活動への参画促進については、ボランティア養成講座やボランティア活動に関する情報提供などの取組により、ボランティアセンターの登録団体や相談調整件数は着実に増加している。また、市民福祉の祭典参加者数も年々増加している。<br/>⇒H24の見通しとしては、ボランティア活動への関心の高さから、今後もボランティア登録・相談は増加すると見込んでおり、ボランティアに対する需要と供給のコーディネート強化することで、市民の福祉活動への参加が促進される見通しである。</p> <p>◆保健・福祉サービスの総合化の推進については、ホームページ等による保健・福祉の情報提供や地区市民センター等における「市民生活に密着した行政サービスの提供」などの取組が着実に進んでおり、保健・福祉の相談件数等が増加傾向にある。<br/>⇒H24の見通しとしては、職員の保健福祉行政全般にわたる専門的知識の習得や関係課との連携・強化により、市民が必要とする各種保健・福祉サービスが迅速にかつ的確に提供される見通しである。</p> <p>◆ユニバーサルデザインの推進については、公共建築物のバリアフリー化の整備や障がい者等シンボルマークの周知に取り組み、公共建築物のバリアフリー化の割合はH19年に比べ微増にとどまるものの、障がい者等シンボルマーク認知度については、着実に向上している。<br/>⇒H24の見通しとしては、公共建築物のバリアフリー化の計画的整備や障がい者等シンボルマークの効果的・効率的周知により、ユニバーサルデザインがより一層推進される見通しである。</p> <p>◆社会福祉施設の充実については、民間活力による社会福祉施設の計画的整備に取り組み、特別養護老人ホーム等は順調に進捗しているが、小規模多機能型居宅介護事業所については、参入を希望する事業者が少なく、目標に達していない。<br/>⇒H24の見通しとしては、国等の補助を積極的に導入した施設整備策などにより、未整備園域等の課題は残るものの、入所待機者は減少する見通し。</p> <p>◆保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実については、未登録者への勧奨などにより、災害時要援護者制度の登録数は着実に増加している。また、生活保護受給者の自立を促進するため、就労支援に取り組んでいるが、長引く景気低迷等の影響により受給者は増加傾向にある。<br/>⇒H24末の見通しとしては、生活保護受給者の就労支援策の強化により、保護の適正化が推進され、福祉活動の担い手の確保などにより、地域保健・福祉体制の充実が図られる見通し。</p> | B<br>概ね<br>順調 | <p>◆「市民の福祉活動への参画促進」「保健・福祉サービスの総合化の推進」及び「ユニバーサルデザインの推進」については、高い進捗状況を維持しており、ボランティア活動の参加者が増加するなど福祉活動への認知度や関心度の向上が見られ、保健福祉の相談・サービス利用が市民に定着してきている等、成果がみられる。</p> <p>◆「社会福祉施設の充実」については、施策指標である小規模多機能型居宅介護事業所の整備率は低いものの、特別養護老人ホームやグループホームなどの整備は計画的に進んでおり、順調に待機者の解消が図られている。</p> <p>◆「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」については、指標施策である災害時要援護者支援事業について、東日本大震災の発生時に、地区支援班による要援護者の安否確認が適切に行なわれるなど、地域で支え合う制度として十分に機能している。<br/>⇒政策の達成目標の実現については、「市民の福祉活動への参画促進」や「保健・福祉サービスの総合化の推進」の施策指標の達成状況は高い状況にあり、「社会福祉施設の充実」と「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」については、施策指標の達成状況が低い状況であるが、社会福祉施設全体としては、概ね計画的な整備が進められており、災害時要援護事業など、地域で支えあう支援体制も一定の成果を挙げている。このようなことから、都市の福祉力の向上のための政策は、概ね順調に進捗していると考えられ、達成度を「B」とした。</p> <p>なお、達成状況の低い施策については、下記の課題に積極的に取り組みながら、市民福祉の向上に努める。</p> <p>・「社会福祉施設の充実」については、住み慣れた地域で、自立した生活を送れる環境を整備していくためにも、引き続き、小規模多機能型居宅介護をはじめとした地域密着型サービス事業所の計画的な整備や事業者の経営力の向上による社会福祉施設の更なる充実が必要であり、国・県等の補助制度等を活用しながら、施設整備の事業者支援を行なっていく必要がある。</p> <p>・「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」については、福祉活動の担い手の確保、福祉サービス基盤の充実を図り、様々な主体が活躍できる柔軟なネットワークを構築することにより、地域の福祉力の向上を図っていく必要がある。</p> |

| 実績とH24末の見通し   | 政策の達成度  | 総合評価(政策の実現状況と今後の課題)   |
|---|---------|---|
| <p>◆防犯対策の充実については、市内全39地区の防犯活動団体のネットワーク化を図るとともに、リーダー育成講習会の実施など防犯活動を担う人材育成に取り組むほか、夜間の犯罪防止のための防犯灯設置や維持管理への補助の実施などにより、地域における防犯力の向上が図られている。<br/>⇒H24末の見通しとしては、各種事業に引き続き取り組むことで、刑法犯認知件数はさらに減少するものと見込まれる。</p> <p>◆交通安全対策の充実については、幼児、児童、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や、子ども自転車免許事業の実施、地域・警察・関係団体・市による交通安全運動の実施などの取組により、交通事故死者数は基準年より減少しているものの、近年は高齢者の死者数が増加している状況にある。<br/>⇒H24末の見通しとしては、各種事業に引き続き取り組むほか、高齢者を対象とした事業の充実を図ることにより、交通事故発生件数は今後も減少するものと見込まれる。</p> <p>◆消防力・救急救助体制の充実については、複雑多様化する災害に対応するため、計画的な消防車両・施設・水利の整備、また、救命効果を高めるためのプレホスピタルケア(救命現場及び搬送途上における応急処置)の充実に向けて、いずれの事業についても着実に進捗している。<br/>⇒H24末の見通しとしては、計画的な気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士の養成を進めることで、目標を上回るものと見込まれる。</p> <p>◆危機管理体制・危機対応能力の充実については、災害時に情報を迅速・確実に伝達するため、庁内において移動系MCA無線の配備を進めているほか、市民の防災意識・知識の向上のため、防災訓練事業を継続的に実施している。また民間住宅の耐震化促進や、市有建築物の耐震化を実施している。<br/>⇒H24末の見通しとしては、東日本大震災への検証を踏まえ見直した地域防災計画に基づき、情報伝達体制や地域防災力の強化に取り組むことで、市全体の防災力向上が図られる見通しである。市民の防災への関心が高まっていることもあり、市民の防災活動への参加の増加や、更なる住宅耐震化も見込まれる。</p> <p>◆消費生活の向上については、消費生活出前講座の受講者は、目標には至らないものの年々増加している。また、消費生活相談事業や消費者取引適正化に向けた店舗の調査、計量器の定期検査などは適正に行われている。<br/>⇒H24末の見通しとしては、消費者教育事業についての目標達成は難しいが、幅広い年齢層への消費者教育に努めるとともに、消費生活相談事業や消費者啓発・情報提供事業などの取組の拡充により、施策の推進が図られるものと見込まれる。</p> <p>◆食品の安全性の向上については、食品営業施設の監視率については、現状を維持しており、94.8%の達成率となっている。<br/>⇒H24末の見通しとしては、食品の安全・安心を確保するため、食中毒、異物混入など突発的な事案への対応や自主回収届出制度や自主衛生管理認証制度の推進など、様々な事業に取り組みながら、効率的な監視指導を実施することにより、目標は概ね達成するものと見込まれる。</p> <p>◆健康危機管理対策の強化については、健康被害の発生を想定した模擬訓練・研修等を毎年、着実に実施している。<br/>⇒H24末の見通しとしては、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策での経験等を踏まえ、行動計画の見直しや、模擬訓練等の継続実施により、目標は達成されると見込まれる。</p> <p>◆生活衛生環境の向上については、生活衛生関係施設の監視率は、目標を達成している。<br/>⇒H24末の見通しとしては、年間監視計画に基づく効率的な監視を継続していく。</p> | A<br>順調 | <p>◆「防犯対策の充実」や「交通安全対策の充実」については、地域や関係団体、警察等との連携で、各種事業を展開することにより犯罪認知件数や交通事故発生件数が減少し、市民の安全意識の向上が図れていることから、今後とも継続して取り組んでいく必要がある。</p> <p>◆「消防力・救急救助体制の充実」や「危機管理体制・危機対応能力の充実」については、これまで市民の防災意識が低い状況にあったが、今回の東日本大震災を契機に防災への関心の高まりとともに現状における課題が明らかになったことから、今後は災害対策の体制強化や自主防災組織の充実などにさらに取り組んでいく必要がある。</p> <p>◆「消費生活の向上」については、消費者教育における年代の偏りや商品表示に係る立ち入り調査の不足などが見られることから、今後は幅広い年齢層への消費者教育や消費者取引適正化への取組を強化する必要がある。</p> <p>◆「食品安全性の向上」や「生活衛生環境の向上」については、食品営業施設や生活衛生関係施設の監視率が一定のレベルを確保していることから、今後とも効率的な監視を継続していく必要がある。</p> <p>◆「健康危機管理対策の強化」については、健康危機管理体制は一定整備されているが、国・県が新型インフルエンザ対策行動計画を見直していることから、今後は本市の計画も国の方針に基づき見直ししていく必要がある。</p> <p>⇒「日常生活の安心感を高める」については、全体として施策指標の達成度は高く、政策に関する市民満足度が目標値を超えていることから、達成度を「A」とした。しかし、施策により達成度や満足度に差があることから、今後はそれぞれの現状を見据えた対策が必要である。</p> |

| 主要な取組内容 |  |  |
|---------|--|--|
|         | 成果の大きい施策   | 取組の遅れている施策   |
| 1       | 「健康づくりの推進」及び「地域医療体制の充実」は、施策指標「健康づくり実践活動組織の設立地区数」及び「夜間休日救急診療所診察日数等」について90%以上と達成率が高く、また、市民意識調査における重要度について75%以上、満足度について40%以上と、一定の評価を得ているところである。 | 「国民健康保険の医療費適正化の推進」は、施策指標「市民一人当たりの医療費の増加率」についてH21・H22の目標を達成しているものの、主要な事業である「特定健康診査受診率等」については、目標と隔たりがある。   |
| 2       | 「高齢者の生きがいづくりの充実」については、みやシニア活動センターにおいて、目標を上回る市民の利用実績が得られたところである。  | 政策を構成する施策については、3施策ともに施策指標を90%以上達成しており、着実に進捗しているところであるが、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防などの「高齢者の自立促進」により一層取り組む必要がある。   |
| 3       | 「障がい者の社会的自立の促進」では、指標達成率は低い状況であるが、授産活動を支援する数々の取組が効果を上げたことにより、障がい者の工賃が上昇しており、一定の成果を上げている。  | 「障がい者の生活支援の充実」については、グループホームの整備促進や日中一時支援事業などの居住の場や日中活動の場の確保など、ライフステージに応じた途切れのないきめ細かな支援が、より一層求められている。  |
| 4       | 「子育て支援の充実」における「こどもにちは赤ちゃん事業」については、面接率が上昇しており、出産後の育児不安の軽減に寄与している。「ひとり親家庭等への支援の充実」においては、ひとり親家庭支援施策による就業件数が増加して、ひとり親の自立促進につながっている。              | 「子育て支援の充実」の中で、待機児童の解消については、保育所新設や増設により定員増を図っているが、依然として待機児童が発生している。「子どもへの虐待防止対策の強化」については、子ども家庭支援室の設置をはじめとして体制の強化を図っているが、市民意識の高まりなどにより、児童虐待の通告による児童虐待件数が増加している。                            |
| 5       | 「市民の福祉活動への参画促進」及び「保健・福祉サービスの総合化の推進」については、施策指標を90%以上達成しており、市民意識調査の重要度・満足度についても一定の評価を得ているところである。   | 「社会福祉施設の充実」については、施策指標である「小規模多機能居宅介護事業所の整備率」の達成率が、目標69%に対して48%と低く、取組が遅れが見受けられる。   |
| 6       | 「防犯対策の充実」「交通安全対策の充実」については、市民の重要度が高水準にある状況下において、それぞれ、施策指標である「人口千人当たりの刑法犯認知件数」の達成率は131.6%に、「交通事故発生件数」の達成率は131.4%と高く、施策に対する市民の満足度も得られている。       | 「消費生活の向上」について、施策指標の実績値は、前年度と比較し向上しているが、達成率は51.4%に留まる。また、「危機管理体制・危機対応能力の充実」については、施策指標である市民の防災活動への参加状況が56.7%に留まる。さらに、市民意識調査における重要度は81.1%と高いものの満足度が30.9%と数値が振るわず、指標に乖離が見られるなど、取組が遅れが見受けられる。 |





第5次総合計画基本計画 中間総括評価表

|         |        |          |        |
|---------|--------|----------|--------|
| 基本施策主管課 | 保健所総務課 | 総合計画 記載頁 | 110ページ |
|---------|--------|----------|--------|

|      |                             |                |                   |                     |   |
|------|-----------------------------|----------------|-------------------|---------------------|---|
| 政策の柱 | I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために | 政策名<br>(基本施策名) | 1 保健・医療サービスの質を高める | 政策の達成目標<br>(基本施策目標) | 市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。 |
|------|-----------------------------|----------------|-------------------|---------------------|---|

1 政策を構成する各施策の取組状況

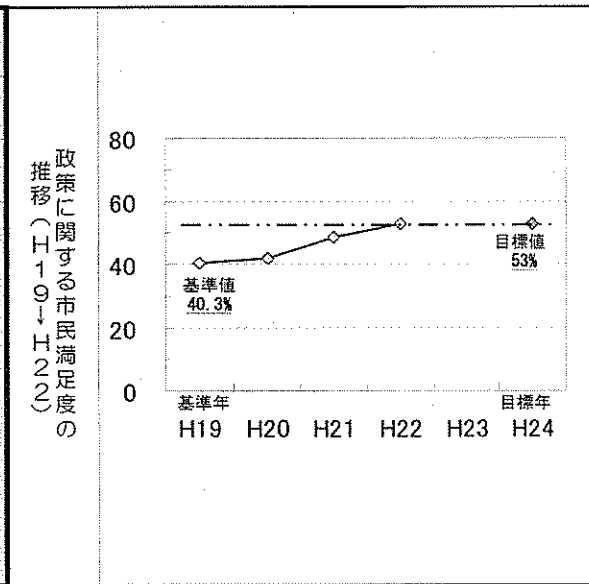
| No.              | 施策名              | 主要な取組内容   | 施策指標の実績とH24末の見通し  | 指標の達成率 | 施策指標<br>指標の数値  | 課題  |
|------------------|------------------|---|---|--------|--|---|
| 1                | 健康づくりの推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域主体の健康づくりを推進するため、市内全39地区への健康づくり推進組織の設立支援や健康づくり推進組織における健康づくり実践活動の充実に向けた支援を実施するとともに、講座・イベント等を通じ食育の推進に取り組んでいる。</li> <li>◆疾病予防対策を促進するため、健診受診率向上に向けた普及啓発活動に取り組むとともに、市保健センターへの健康情報コーナー設置等により正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</li> <li>◆自殺者の減少に向けて、自殺予防に関する知識の情報提供や啓発、相談体制の充実など自殺予防対策を総合的に推進している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合計画に掲げた活動指標について、健康づくり推進員養成などの支援により、設立地区数は着実に増加しており、H22までに市内全39地区中36地区に設立されている。</li> <li>⇒H24の状況としては、設立支援を継続し、39地区に設立される見通しである。</li> </ul>  | 92.3%  | ◎健康づくり実践活動組織の設立地区数<br><br>現状値<br>H22:36地区<br>↓<br>目標値<br>H24:39地区                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆健康づくり推進組織における健康づくり実践活動を充実させるための支援策であるウォーキングの推進活動を、広く市民に普及させることが課題となっている。</li> <li>◆より一層食育を推進するため、地域・企業・団体等との連携を図りながら、市民への普及啓発を強化することが課題となっている。</li> <li>◆生活習慣病予防対策として最も重要な健診の受診率向上が喫緊の課題となっている。</li> <li>◆自殺者数が年間100人前後と推移しているため、自殺者の減少を図るための取組の充実が課題となっている。</li> </ul> |
| 2                | 地域医療体制の充実        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療機能の分化と連携の推進のため、初期救急医療体制及び二次救急医療体制の確保に取り組んでいる。</li> <li>◆質の高い医療サービスの安定的確保の推進のため、医事・薬事監視指導を実施するとともに、医療従事者養成に対する支援に取り組んでいる。</li> <li>◆医療機関の適正利用の促進のため、医療相談支援機能の強化を図るとともに、医療提供体制に関する情報提供に取り組んでいる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆初期救急医療体制及び二次救急医療体制について、年間を通した円滑な運営を確保している。</li> <li>⇒引き続き、年間を通した円滑な運営を確保していくことから、目標は達成される見込み。</li> <li>◆医療監視について、全ての医療機関を対象に実施している。</li> <li>⇒引き続き、全ての医療機関を対象に監視を実施していくことから、目標は達成される見込み。</li> <li>◆看護専門学校や准看護高等専修学校、歯科衛生士専門学校に継続的な支援を実施している。</li> <li>⇒引き続き、継続的な支援を実施していくことから、目標は達成される見込み。</li> </ul> | 100.0% | ◎夜間休日救急診療所診察日数及び病院群輪番制病院・小児救急医療開設日数<br><br>現状値<br>H22:365日<br>↓<br>目標値<br>H24:365日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆二次救急医療体制は、救急医療対策連絡協議会において評価・検証・見直しを行い、円滑に稼働しているが、救急搬送患者の約5割を軽症患者が占めていることや、身体合併症を伴う精神科救急患者の受け入れ体制が整備されていないこと、中核病院における医師不足、救急搬送をさらに円滑にするための救急医療応需情報システムの情報化が課題となっている。</li> </ul>  |
| 3                | 国民健康保険の医療費適正化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆特定健康診査・特定保健指導を推進し、メタボリックシンドローム該当者やその予備軍を減少させることにより、被保険者の健康保持と中長期的な医療費の適正化を図っている。</li> <li>◆人間ドック・脳ドックの検診費用を補助することにより受診を推進し、疾病の早期発見、早期治療による被保険者の健康保持と医療費の適正化を図っている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆施策指標は、H21、H22と目標を達成しているものの、医療費に寄与する特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率は、目標と隔たりがある。</li> <li>⇒近年、マイナス改定を続けてきた診療報酬が、H22にプラス改定になったことや医療技術の高度化などにより、H24末の目標達成は難しい。</li> </ul>   | 69.4%  | ◎市民一人当たりの医療費の増加率<br>現状値<br>H22:3.2%<br>↓<br>目標値<br>H24:2.3%                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆特定健康診査・特定保健指導事業については、ともに目標値を大きく下回っており、受診率、実施率の向上が課題となっている。</li> <li>◆人間ドック・脳ドック検診補助事業については、受診者数がほぼ横ばいであり、受診者の増加が課題となっている。</li> <li>◆被保険者の健康づくりに資する保健事業の充実が課題となっている。</li> </ul>  |
| 政策を構成する施策指標の達成状況 |                  | <b>B</b> ※各施策の「指標の達成度」の平均値をA～Eの指標で提示<br>90%以上:A 80～90%:B 60～80%:C 40～60%:D 40%未満:E  | 施策指標の達成度<br>平均値   | 87.2%  |  |   |

2 これまでの取組状況（H20～H22）と見通し

|   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| 主要な取組内容<br><br>成果の大きい施策<br><br>取組の遅れている施策 | 「健康づくりの推進」及び「地域医療体制の充実」は、施策指標「健康づくり実践活動組織の設立地区数」及び「夜間休日救急診療所診察日数等」について90%以上と達成率が高く、また、市民意識調査における重要度について75%以上、満足度について40%以上と、一定の評価を得ているところである。 | 外部要事因項など<br><br>◆国では、り患者が増えている乳がん、子宮頸がん、大腸がんの検診について、無料クーポン券の交付による検診費用の公費負担により受診者の負担軽減を図ることで、受診率向上策の強化を図っている。<br><br>◆国では、医療体制を確保するため、「安心と希望の医療確保ビジョン」を策定し、医学部定員の拡大や救急勤務医手当の創設、診療報酬の改定による救急医療の充実などに取り組んでいる。<br><br>◆国民健康保険の医療費適正化の推進について、近年マイナス改定を続けてきた診療報酬が、H22に0.19%のプラス改定となり医療費増の一因となっている。 | 実績とH24末の見通し<br><br>◆「健康づくりの推進」については、地域における健康づくり推進組織が設立され、地域主体の健康づくり活動の充実が図られている。また、様々な機会を通じて健診受診の重要性についての普及啓発、自殺予防に関する知識の情報提供や人材育成など、生活習慣病予防対策や自殺予防対策が着実に推進されている。<br>⇒ H24の見通しとしては、市内全地区における健康づくり推進体制の整備や健康づくり活動のさらなる充実を図るとともに、市民ニーズを踏まえた健診の受診方法・日時・場所等を検討し健診を実施するなど、受診しやすい環境を整備し、受診率の向上が図られている。また、引き続き普及啓発等に取り組むことにより、生活習慣病予防やうつ病などの心の病に対する市民の理解促進が図られる見通しである。<br>◆「地域医療体制の充実」については、初期救急医療体制及び二次救急医療体制が確立され、円滑に運営されている。また、医事・薬事監視指導の着実な実施や、看護専門学校や准看護高等専修学校等への継続的な支援などにより、質の高い医療サービスが確立されている。さらに、救急医療の適正受診促進策の充実などにより、救急医療の提供体制に対する市民の理解促進が図られている。<br>⇒ H24の見通しとしては、初期救急医療体制及び二次救急医療体制について引き続き評価・検証・見直しを図るとともに、継続的な医療・薬事監視指導の実施、医療従事者の養成、救急医療の適正受診の促進などを着実に推進することで、適切な地域医療体制が整えられる見通しである。<br>◆「国民健康保険の医療費適正化の推進」については、特定健康診査・特定保健指導の推進や、人間ドック・脳ドック受診費用の補助など、被保険者の生活習慣病予防や健康の保持増進を図ることで、医療費の適正化に取り組んでいる。特に、特定健康診査・特定保健指導については、継続的な啓発活動や、未受診者への電話勧奨等の実施により、受診率等の向上が図られている。<br>⇒ H24の見通しとしては、特定健康診査・特定保健指導の受診率等向上策について引き続き評価・見直しを行うことにより推進が図られており、また、被保険者の健康の保持増進に寄与する保健事業の充実が図られる見通しである。 |
|   | 「国民健康保険の医療費適正化の推進」は、施策指標「市民一人当たりの医療費の増加率」についてH21・H22の目標を達成しているものの、主要な事業である「特定健康診査受診率等」については、目標と隔たりがある。                                       |  |   |

3 市民意識調査結果

|           |  |        |
|-----------|--|--------|
| H22市民意識調査 | 市民の政策満足度                                       |        |
|           | H22満足度   | 達成率    |
|           | 53.0%  | 100.0% |
|           | 目標に対する達成率が<br>高：90%以上<br>中：70～90%未満<br>低：70%未満 |        |
|           | <b>高</b>                                       |        |



4 総合評価

|  |  |
|--|--|
| 政策の達成度                                 | 総合評価（政策の実現状況と今後の課題）  |
| A：順調<br>B：概ね順調<br>C：少し遅れている<br>D：遅れている | ◆「健康づくりの推進」については、市民の主体的な活動も含め、健康づくり推進が着実に推進されている。<br>◆「地域医療体制の充実」については、救急医療の円滑な運営や医療監視の強化等による、地域医療の提供体制の充実が図られている。<br>◆「国民健康保険の医療費適正化の推進」については、特定健康診査・特定保健指導にかかる継続的な啓発活動や、未受診者への電話勧奨等の実施により、受診率の向上が図られている。<br>⇒ 政策の達成目標の実現については、政策を構成する施策指標の達成度が平均値で87.2%となっており、また、政策に関する市民満足度が着実に向上していることなどから、政策の達成度を「A」とした。<br>今後、さらに実現性を高めるためには、下記の取り組みが必要である。<br>・市民の健康づくりを進めるため、引き続き、市民が健診を受診しやすい環境整備に取り組み、受診率をさらに向上させる必要がある。また、本市でも高い水準で推移している自殺への対策等について取組の継続・強化が必要である。<br>・地域医療の提供体制を強化するため、救急医療体制のさらなる充実を図るとともに、看護職などの医療従事者の養成にも取り組んでいく必要がある。<br>・年々増加する国民健康保険の医療費を適正化するため、特定健康診査等の受診率をさらに向上させる必要がある。また、国民健康保険制度の円滑な運営を図るため、引き続き、財政の健全化に努める必要がある。 |
| <b>A</b>                               |  |



第5次総合計画基本計画 中間総括評価表

|      |                             |                |               |                     |  |
|------|-----------------------------|----------------|---------------|---------------------|--|
| 政策の柱 | I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために | 政策名<br>(基本施策名) | 2 高齢期の生活を充実する | 政策の達成目標<br>(基本施策目標) | 高齢者が自らの介護予防に積極的に取り組み、住み慣れた地域の中で生きがいをもって、充実した生活を送っています。 |
|------|-----------------------------|----------------|---------------|---------------------|--|

1 政策を構成する各施策の取組状況

| No.              | 施策名            | 主要な取組内容   | 施策指標の実績とH24末の見通し   | 指標の達成率          | 施策指標<br>指標の数値  | 課題   |
|------------------|----------------|---|--|-----------------|--|--|
| 1                | 高齢者の自立促進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆全小学校区域において介護予防教室を開催し、地域における介護予防の取組を推進している。</li> <li>◆認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本市の認知症対策として「宇都宮市の認知症高齢者等対策」を取りまとめた。</li> <li>◆認知症の正しい知識の普及や理解の促進を図るため、認知症サポーターの養成などの周知啓発を推進している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆要介護認定を受けていない高齢者の割合は横ばいで推移しており、H22はH19比で0.2%の減少となっている。</li> <li>⇒ H24末の状況としては、今後も同様の傾向が続くと見通していることから、目標の達成は難しい。</li> </ul>              | 94.2%           | ◎要介護認定を受けていない高齢者の割合<br>現状値 H22:84.9%<br>↓<br>目標値 H24:90.1%       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護予防をより一層推進するためには、二次予防事業対象者に対し介護予防事業への参加をさらに促進することが必要となっている。</li> <li>◆認知症高齢者の予防・早期発見・早期対応を推進するためには、医療・介護・福祉が連携したケア体制を充実させていくことが必要となっている。</li> </ul> |
| 2                | 高齢者の生きがいづくりの充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆H20年7月にみやシニア活動センターを設置し、シニア世代の生きがいづくりに取り組んでいる。</li> <li>◆高齢者外出支援事業により、地域内交通を事業の選択肢に取り込むなど、公共交通による外出機会の確保に取り組んでいる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆みやシニア活動センターの利用者数は、開設3年目で目標値を上回る実績を上げており、H22はH20比で約2倍となっている。</li> <li>⇒ H24の見通しとしては、センターの周知、利用の促進を図ることで、目標値を上回る実績を上げると見込まれる。</li> </ul> | 150.9%          | ◎みやシニア活動センター利用者数<br>現状値 H22:875人<br>↓<br>目標値 H24:580人            | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆みやシニア活動センター事業の推進のためには、シニア世代のニーズに的確に対応できる体制の確保を図ることが必要となっている。</li> <li>◆高齢者外出支援事業を推進するためには、利用者の利便性の向上が必要となっている。</li> </ul>                            |
| 3                | 介護保険事業の充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護を必要とする方が適正な介護サービスを受けられるよう、居宅サービスや施設サービスなどの各種サービスの充実に取り組むとともに、サービスの周知に努めている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆要介護認定者数のうち要介護4及び5の認定者の割合は若干増加する傾向で推移しており、H22はH19比で1.5%の増加となっている。</li> <li>⇒ H24末の状況としては、今後も同様の傾向が続くと見通していることから、目標の達成は難しい。</li> </ul>   | 94.0%           | ◎要介護認定者のうち、要介護4及び5の認定者の割合<br>現状値 H22:24.9%<br>↓<br>目標値 H24:23.4% | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢化の進展に伴う要介護者の増加に対応するためには、施設整備の推進などのサービス提供体制の強化が必要となっている。</li> <li>◆健全な介護保険制度を維持するためには、適正な介護サービスを提供することが必要となっている。</li> </ul>                         |
| 政策を構成する施策指標の達成状況 |                | <b>A</b>  | ※各施策の「指標の達成度」の平均値をA～Eの指標で提示<br>90%以上:A 80～90%:B 60～80%:C 40～60%:D 40%未満:E  | 施策指標の達成度<br>平均値 | 113.0%   |  |

2 これまでの取組状況 (H20～H22) と見通し

|         |            |  |                            |   |             |  |
|---------|------------|--|----------------------------|---|-------------|--|
| 主要な取組内容 | 成果の大きい施策   | 「高齢者の生きがいづくりの充実」については、みやシニア活動センターにおいて、目標を上回る市民の利用実績が得られたところである。  | 外部<br>特記<br>要事<br>因項<br>など | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国は、平成20年7月「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」を策定し、また、県においても平成21年3月「高齢者支援計画(はつらつプラン21)」を策定し、各種施策を推進している。</li> <li>◆今後、団塊の世代が高齢期を迎えるなど、高齢者がさらに増加することに伴い、利用を希望するサービスや参加したい活動などについて、高齢者のニーズも益々多様化することが見込まれる。</li> </ul> | 実績とH24末の見通し | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者の自立促進については、介護予防対策として全小学校区域において介護予防教室を開催するとともに、本市の認知症高齢者対策としての指針となる「宇都宮市の認知症高齢者等対策」に基づき、認知症サポーターの養成などに着実に取り組んでいる。</li> <li>⇒ 今後も、認知症高齢者対策と介護予防の推進、地域での支援体制の強化に取り組むことで、高齢者の自立した生活が一層促進される見通しである。</li> <li>◆高齢者の生きがいづくりの充実については、みやシニア活動センターにおけるシニア世代のセカンドライフを支援するための講座の開催をはじめとした各種事業や、市内5館の老人福祉センターにおける教養講座や健康づくり教室に取り組んでおり、着実に進捗している。</li> <li>⇒ 今後、引き続き事業を推進することにより、より多くの高齢者に対して生きがいづくりの充実が図られる見通しである。</li> <li>◆介護保険事業の充実については、居宅サービスや施設サービスなどの各種サービスの充実に取り組むとともに、サービスの周知に努めたことにより、順調に事業を推進している。</li> <li>⇒ 今後も引き続き、適切に事業を推進することにより、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供できる見通しである。</li> </ul> |
|         | 取組の遅れている施策 | 政策を構成する施策については、3施策ともに施策指標を90%以上達成しており、着実に進捗しているところであるが、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防などの「高齢者の自立促進」により一層取り組む必要がある。 |                            |   |             |  |

3 市民意識調査結果

4 総合評価

| 市民の政策満足度  |   | 政策に関する市民満足度の推移 (H19→H22) | 政策の達成度 | 総合評価 (政策の実現状況と今後の課題) |       |       |   |  |
|-----------|---|--------------------------|--------|----------------------|-------|-------|---|--|
| H22市民意識調査 | <table border="1"> <tr> <td>H22満足度</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td>32.4%</td> <td>68.9%</td> </tr> </table> <p>目標に対する達成率が<br/>高：90%以上<br/>中：70%～<br/>低：70%未満</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">低</p> |                          | H22満足度 | 達成率                  | 32.4% | 68.9% | <p>基準年 H19 H20 H21 H22 H23 H24 目標年</p> <p>基準値 33.1% 目標値 47%</p> | <p>A：順調<br/>B：概ね順調<br/>C：少し遅れている<br/>D：遅れている</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">B</p> |
| H22満足度    | 達成率   |                          |        |                      |       |       |   |  |
| 32.4%     | 68.9%   |                          |        |                      |       |       |   |  |

第5次総合計画基本計画 中間総括評価表

|      |                             |                |                   |                     |                                       |
|------|-----------------------------|----------------|-------------------|---------------------|---------------------------------------|
| 政策の柱 | I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために | 政策名<br>(基本施策名) | 3 障がいのある人の生活を充実する | 政策の達成目標<br>(基本施策目標) | 障がいのある人が、地域の中で、自立し、安心して充実した生活を送っています。 |
|------|-----------------------------|----------------|-------------------|---------------------|---------------------------------------|

1 政策を構成する各施策の取組状況

| No.              | 施策名           | 主要な取組内容  | 施策指標の実績とH24末の見通し   | 指標の達成率          | 施策指標<br>指標の数値  | 課題   |
|------------------|---------------|--|--|-----------------|--|--|
| 1                | 障がい者の社会的自立の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がい者の経済的自立への実現のため、宇都宮版工賃倍増事業を実施している。</li> <li>◆相談及び情報提供を総合的に行うため、障がい者生活支援事業を実施している。</li> <li>◆障がい者の社会的自立促進のため、就労支援、相談支援のほかに社会的参加手段の確保支援、障がいに対する理解を深める啓発活動などを実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆社会経済状況の影響を受け、一般就労に移行した障がい者の人数が目標値を下回る状況が続いている。</li> <li>⇒H24末の状況としては、今後も同様の傾向が続くと思われることから、目標達成は難しい状況である。</li> <li>◆工賃平均月額については、少なからず上昇しており、一定の成果を上げている。</li> <li>⇒H24末の状況としては、今後も同様の傾向が続くと思われることから、大幅な工賃アップは期待できない見通しである。</li> <li>◆福祉的就労を利用している障がい者数は増加傾向にある。</li> <li>⇒就労移行、就労継続B型の利用者が増加しており、今後も増える見込みである。</li> </ul> | 40.6%           | ◎一般就労に移行した障がい者の人数<br><br>現状値<br>H22:13人<br>↓<br>目標値<br>H24:32人   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆社会経済情勢の影響を受け、福祉的就労から一般就労への移行を取り巻く環境は厳しい状況となっている。</li> <li>◆障がい者の更なる工賃水準アップが課題となっている。</li> <li>◆市議会や障がい者自立支援協議会などから、相談支援体制の充実が求められているとともに、基幹相談支援センターの設置などが制度化されるなど、相談支援の体制づくりが課題となっている。</li> <li>◆市民意識調査における重要度・満足度とも平成20年度に比べ、下がっている。</li> </ul> |
| 2                | 障がい者の生活支援の充実  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がい者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めるため、グループホーム・ケアホームの設置を促進している。</li> <li>◆障がい児者が安心してサービスを受けられる環境を整備するため、居住の場や日中活動の場の確保、個々に応じた適正サービスの提供及び幼児期からの一貫した療育支援を行っている。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆グループホーム・ケアホームの設置数については、H19年に比べほぼ横ばいである。</li> <li>⇒H24末の状況としては、今後も同様の傾向が続くと思われることから、目標達成は難しい状況である。</li> <li>◆グループホーム・ケアホームの利用者数が増加している。</li> <li>⇒法改正に伴い、グループホーム・ケアホーム利用の際の個別給付が創設されることから、今後、利用者数の増加が期待できる。</li> </ul>  | 70.3%           | ◎グループホーム・ケアホーム設置数<br><br>現状値<br>H22:52箇所<br>↓<br>目標値<br>H24:74箇所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がい児者の日常生活支援の充実に向けた取組が必要である。</li> <li>◆障がい児や発達遅れのある児童及びその家族に対して、個々に応じた専門的で総合的な支援の提供が必要である。</li> <li>◆市民意識調査における重要度・満足度とも平成20年度に比べ、下がっている。</li> </ul>   |
| 政策を構成する施策指標の達成状況 |               | <b>D</b>   | ※各施策の「指標の達成度」の平均値をA～Eの指標で提示<br>90%以上:A 80～90%:B 60～80%:C 40～60%:D 40%未満:E  | 施策指標の達成度<br>平均値 | 55.5%  |  |

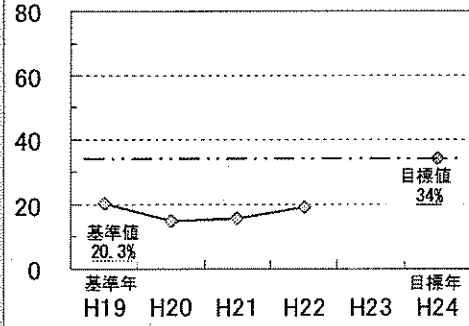
2 これまでの取組状況（H20～H22）と見通し

|  |            |   |  |                         |
|--|------------|---|--|-------------------------|
| 主要な取組内容  | 成果の大きい施策   | 「障がい者の社会的自立の促進」では、指標達成率は低い状況であるが、授産活動を支援する数々の取組が効果を上げたことにより、障がい者の工賃が上昇しており、一定の成果を上げている。             | 外部<br>特記<br>事項<br>など   | 実績と<br>H24<br>末の<br>見通し |
|  | 取組の遅れている施策 | 「障がい者の生活支援の充実」については、グループホームの整備促進や日中一時支援事業などの居住の場や日中活動の場の確保など、ライフステージに応じた途切れのないきめ細かな支援が、より一層求められている。 |  |                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆現在、国においては、障害者自立支援法を廃止し、新たに総合的な障害福祉制度を構築するため、(仮称)障害者総合福祉法の制定に向けた基本的な方向性が議論されている。</li> <li>◆このような中、平成22年12月に障害者自立支援法が一部改正され、グループホーム・ケアホーム利用の際の個別給付、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置などが制度化されるなど、生活支援に関する施策が強化されることになった。</li> <li>◆障がい児についても、児童福祉法が一部改正され、地域の療育拠点として障がい種別に関係なく身近な地域での支援を行う児童発達支援センターの整備や保育所等訪問支援等が新たに創設されるなど、障がい児支援が強化されることになった。</li> <li>◆また、地域主権戦略大綱等による地域主権改革の関連法案に基づき、障がい福祉サービス事業者の指定等の権限が県から移譲されることから、主体的な対応が可能になると考えられる。</li> </ul> |            |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「障がい者の社会的自立の促進」については、授産活動支援事業や授産品創造・開発プロジェクト「U」などの宇都宮版工賃倍増事業に取り組み、売上げの向上や授産品の販路拡大、作業等の年間獲得件数が増加するなど、順調に進捗している。</li> <li>⇒H24末の見通しとしては、引き続き、授産品を製作・販売している障がい者施設などを支援することにより、障がい者の社会的自立がより一層促進される見通しである。</li> <li>◆「障がい者の生活支援の充実」については、グループホーム・ケアホームの整備や障がい者生活支援センターにおける在宅福祉サービスの利用援助、介護相談や情報提供などを総合的に行なうとともに、障がい児に対しては、乳幼児期から就労まで途切れのない一貫した支援を行うため、関係機関等が児童の情報を共有し、連携強化を図るためのサポートファイル配布や個別の支援計画策定のための研修会を開催するなど、着実に施策を推進している。</li> <li>⇒H24末の見通しとしては、グループホーム・ケアホームについては、需要と供給のバランスを見極めた計画的施設整備や、障がい者の種別等に関わらず、地域で適切な相談や支援を受けられる体制の充実、障がい児については、小中学校への「個別の支援計画」を段階的に導入に取り組むことにより、発達に遅れのある児童に対する支援の充実・強化が図られる見通しである。</li> </ul> |                         |

3 市民意識調査結果

4 総合評価

| 市民の政策満足度 |       | H22市民意識調査 | 政策に関する市民満足度の推移(H19→H22) | 政策の達成度  | 総合評価(政策の実現状況と今後の課題)                        |          |  |
|----------|-------|-----------|-------------------------|---|--|----------|--|
| H22満足度   | 達成率   |           |                         | 目標に対する達成率が<br>高: 90%以上<br>中: 70~90%未満<br>低: 70%未満 | A: 順調<br>B: 概ね順調<br>C: 少し遅れている<br>D: 遅れている | <b>B</b> | <p>◆本市では、障がい者福祉プランに基づき、生活能力・自立能力を高めるための就労支援策の充実や障がい者が地域で安心して生活を送るための支援の充実に取り組んできたところである。</p> <p>◆「障がい者の社会的自立の促進」については、昨今の経済・雇用情勢の影響を受け、障がい者の一般就労への移行状況は厳しい状況であり、施策指標の達成が困難となっているところであるが、施策を構成する授産活動支援事業、授産品創造・開発プロジェクト「U」などの宇都宮版工賃倍増事業をはじめとする個々の取組が、目標値を達成するなど、障がい者の自立した生活・社会参加の促進を図ることができた。</p> <p>◆「障がい者の生活支援の充実」については、日中一時支援事業などの取組が目標値を達成するなど、地域で安心して暮らせる環境づくりを着実に進めている。</p> <p>⇒ 政策の達成目標の実現については、政策指標の達成状況はあまり高くないものの、厳しい社会経済状況のなか、障がい者の工賃向上が図られるなど、政策全体としては、一定の成果を上げている。特に、授産活動支援事業では、庁舎内の販売コーナーの売り上げ上昇、参加事業所数、授産品・下請け等の獲得件数などが増加しており、就労支援策の取組が着実に進んでいる。</p> <p>また、障がい児に対しては、乳幼児期から就労まで途切れのない一貫した支援を行うため、関係機関等が児童の情報を共有し、連携強化を図るツールであるサポートファイルの配布や個別支援計画策定のための研修会などを実施しており、政策を推進する取組が順調に進捗していることから、達成度を「B」とした。</p> <p>今後も、引き続き、障がい者の地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、地域全体で障がいに対する理解を図るとともに、障がいの有無に関わらず、人格と個性を尊重する「共生社会」を実現するために、障がい者一人ひとりの特性を踏まえながら、障がい者が自立し、安心して生活を送るための施策事業に取り組んでいく。</p> |
| 19.0%    | 55.9% |           |                         |   |  |          |  |



第5次総合計画基本計画 中間総括評価表

|      |                             |                |                 |                     |  |
|------|-----------------------------|----------------|-----------------|---------------------|--|
| 政策の柱 | I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために | 政策名<br>(基本施策名) | 4 愛情豊かに子どもたちを育む | 政策の達成目標<br>(基本施策目標) | 家庭、地域、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民が安心して子どもを生み育てています。 |
|------|-----------------------------|----------------|-----------------|---------------------|--|

1 政策を構成する各施策の取組状況

| No. | 施策名            | 主要な取組内容   | 施策指標の実績とH24末の見通し   | 指標の達成率 | 施策指標<br>指標の数値   | 課題   |
|-----|----------------|---|--|--------|---|--|
| 1   | 児童健全育成環境の充実    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域における子育て支援の充実や児童の放課後の居場所づくり、体験活動の充実を図るため、放課後子ども教室と子どもの家を一体的に実施する宮っ子ステーション事業を推進している。</li> <li>◆子どもが自主的に活動できる環境づくりを推進するため、青少年の居場所づくり事業や児童遊園事業などの健全育成事業に取り組んでいる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆宮っ子ステーション事業の実施箇所数については、地域で子どもを育む環境づくりの必要性を訴え、事業の立ち上げ支援に取り組んできたことにより、目標値には達していないものの実施箇所数は着実に増えている。<br/>⇒平成24年度末の見通しとしては、引き続ききめ細かな事業の立ち上げ支援に取り組んでいくことで、目標の達成が見込まれる。</li> <li>◆青少年の居場所設置箇所数について、平成20年度以降横ばいであり、平成22年度の達成率は59.0%となっている。<br/>⇒目標設置数の達成は難しいが、今後、地域団体などと連携しながら設置促進を図っていくとともに、効果的な事業のあり方を検討する。</li> </ul>  | 65.4%  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎宮っ子ステーション事業の実施箇所数</li> <li>現状値 H22:17箇所</li> <li>↓</li> <li>目標値 H24:26箇所</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆宮っ子ステーション事業の推進にあたっては、事業全体のあり方の見直しや、放課後子ども教室の開設日数の拡大など事業内容の充実が課題となっている。</li> <li>◆青少年が異世代交流などを通して人間性や社会性を養うことができるよう、中高生が利用しやすい青少年の居場所を設置促進していく必要がある。</li> </ul>   |
| 2   | 子育て支援の充実       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育て支援施設の整備推進のため、保育所の整備計画に基づき、新設保育所や認定こども園の整備など、待機児童の解消に向け、計画的に取り組んでいる。</li> <li>◆多様な保育サービスの充実に向けて、病児・病後児保育事業や保育ママ事業、ファミリーサポートセンター事業などに取り組んでいる。</li> <li>◆子どもと親の健康支援の充実を図るため、こにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診、こども医療費の助成、妊婦健診や妊産婦医療費助成などに取り組んでいる。</li> <li>◆地域における子育て支援の充実を図るため、相談支援や子育てサロンの充実、保育所における交流事業に取り組んでいる。</li> <li>◆特定不妊治療費助成金や妊産婦医療費助成事業については中核市トップクラスの水準の取組となっている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆保育所入所待機児童数については、定員増や保育所新設、認定こども園整備などにより、平成20年度から3か年で370名の定員増を図っており、待機児童解消に向けた取組を進めているところであるが、社会経済情勢の悪化などにより入所希望者が増加しており、平成19年度と比較してほぼ横ばいの状況となっている。<br/>⇒保育所の新設や認定こども園の設置促進などにより、平成24年度当初には、さらに340名の増加を図る予定であり、待機児童は解消される見通しであるが、今後も入所希望者は増加するものと考えられる。</li> <li>◆こにちは赤ちゃん事業の面接率が平成19年度に比べ上昇している。<br/>⇒里帰り出産等により、本市以外で出産・子育てを行っている人を除くと、おおむね対応できている。</li> </ul> | 0%     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎保育園入所待機児童数</li> <li>現状値 H22:48人</li> <li>↓</li> <li>目標値 H24:0人</li> <li>◎保育所定員数</li> <li>現状値 H22:6,345人</li> <li>↓</li> <li>目標値 H24:6,725人</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆待機児童の解消や保育需要の更なる増加に対応するため保育サービス量を拡大していく必要があるが、社会経済状況の悪化などにより保育所の利用希望が増えているといった様々な状況変化に対応できるような方策についての検討が必要である。</li> <li>◆様々な保育ニーズに応えられるよう、多様な保育サービスを充実していく必要がある。</li> <li>◆出産後の育児支援と虐待の未然防止を図るため、こにちは赤ちゃん事業の未訪問者(児)や健康診査の未受診児に対して面接をする必要がある。</li> <li>◆国が検討している「子ども・子育て新システム」の動向を見据えた本市子ども政策のあり方を検討していく必要がある。</li> </ul> |
| 3   | ひとり親家庭等への支援充実  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆母子家庭等の自立を促進するために高等技能訓練促進費の支給や母子自立支援プログラム策定事業などの支援を行っている。</li> <li>◆母子家庭等の児童の健全育成と福祉の増進を図るため、各種手当の給付を行っている。</li> <li>◆生活が不安定な母子家庭等に経済的自立と生活意欲の助長を図るため、必要な資金の貸付として母子福祉資金等の貸付を行っている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆母子家庭等の自立を促進するため、高等技能訓練促進費や母子自立支援プログラム策定事業などの就業支援や相談機能の充実を図り、支援施策による就業件数はH19比で約1.2倍増となっている。<br/>⇒平成23年度から実施している「企業との連携による就労支援事業」において、個々の状況に応じた総合的な就労支援を行うことにより、就業件数が増加すると見込まれ、目標を達成する見通しである。</li> </ul>   | 77.4%  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ひとり親家庭支援施策による就業件数</li> <li>現状値 H22:41件</li> <li>↓</li> <li>目標値 H24:53件</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひとり親家庭は、就業と子育てをひとりで担うため、また、パートや派遣などの非正規雇用が多いことなどから、経済的自立が困難な状況にある。</li> </ul>  |
| 4   | 子どもへの虐待防止対策の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもの人権を尊重するため、虐待防止事業により児童虐待防止についての普及・啓発を行うとともに、地域における未然防止、早期発見の充実強化に努めている。</li> <li>◆児童虐待防止に対する総合的な支援の充実のため、家庭児童相談室の相談機能や、母子保健事業との連携による関わりなど相談体制の充実を図っている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆通告による児童虐待件数は、児童虐待問題への市民の関心の高まりから通告件数が増加しており、H19比で約2倍となっている。<br/>⇒H24末の状況としては、今後も同様の傾向が続き、通告件数は増加するとの見通しであるが、早期発見・早期対応を図ることにより、重篤化を防ぎ再発の未然防止に繋げていく。</li> <li>◆児童虐待防止等に関する地域組織の設置数については若干増加しているが、未だ半数近くが未設置である。<br/>⇒H24末に組織を全地区に設置することは難しいが、主任児童委員等を活用し地域の活動を定着させることにより児童虐待の未然防止を図っていく。</li> </ul>  | 35.7%  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎通告による児童虐待件数</li> <li>現状値 H22:140件</li> <li>↓</li> <li>目標値 H24:50件</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆虐待防止事業については、市民の児童虐待問題に対する関心の高まりなどから、通告による児童虐待件数が増加しており、虐待の通告件数は今後も徐々に増加していくと思われる。</li> <li>◆児童虐待の未然防止については、経済的に不安定な家庭が増加していることなどを背景として、虐待のリスクの高い家庭が増加傾向にあるため、虐待を発生させない取り組みが必要である。</li> </ul>   |

|                  |   |   |                 |       |
|------------------|---|---|-----------------|-------|
| 政策を構成する施策指標の達成状況 | C | ※各施策の「指標の達成度」の平均値をA～Eの指標で提示<br>90%以上:A 80～90%:B 60～80%:C 40～60%:D 40%未満:E | 施策指標の達成度<br>平均値 | 68.2% |
|------------------|---|---|-----------------|-------|

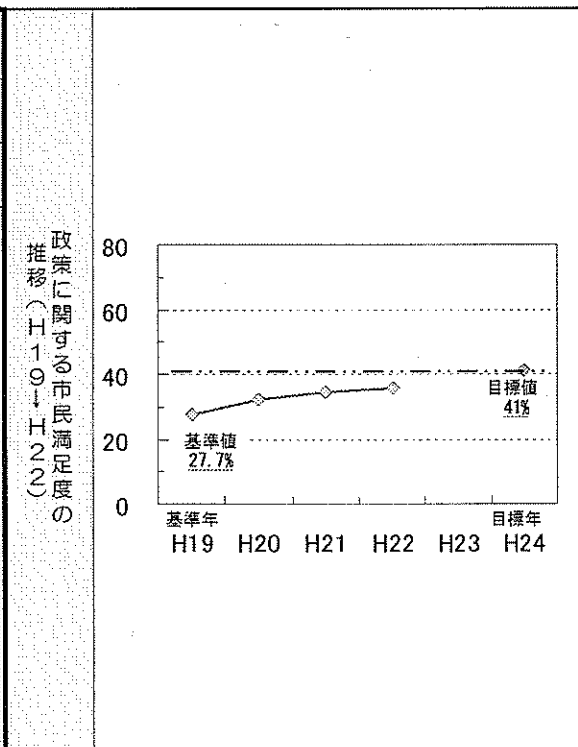


2 これまでの取組状況（H20～H22）と見直し

|         |            |  |                |   |             |   |
|---------|------------|--|----------------|---|-------------|---|
| 主要な取組内容 | 成果の大きい施策   | 「子育て支援の充実」における「こんには赤ちゃん事業」については、面接率が上昇しており、出産後の育児不安の軽減に寄与している。「ひとり親家庭等への支援の充実」においては、ひとり親家庭支援施策による就業件数が増加して、ひとり親の自立促進につながっている。                                  | 外部要因など<br>特記事項 | <p>◆国においては、子育て支援の総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」の策定、児童扶養手当の父子家庭への対象拡大、「新待機児童ゼロ作戦」の推進、「子ども・子育て新システム」の検討など、子どもと子育てを応援する社会の実現に取り組んでいる。</p> <p>◆保育所待機児童数の増加など、子育て環境が厳しさを増しており、また、税制改正による年少扶養控除の廃止や、子ども手当制度が不透明であることから、ひとり親家庭を含む子育て世帯の所得減少が懸念される。</p> | 実績とH24末の見直し | <p>◆「児童健全育成環境の充実」については、宮っ子ステーション事業の推進において目標には到達していないものの実施箇所数は着実に増加している。青少年の居場所については、横ばいの状態が続いている。</p> <p>⇒宮っ子ステーション事業は、きめ細かな事業立ち上げ支援などを行うことにより、平成24年度末の目標達成が見込まれる。青少年の居場所については、目標達成は難しい状況である。今後、地域団体との連携や効果的な事業のあり方検討を行っていく。</p> <p>◆「子育て支援の充実」については、さまざまな角度から子育て支援サービスを実施しているところである。施策指標となっている待機児童の解消については、定員増や保育所新設、認定こども園整備などにより、平成20年度から3か年で370名の定員増を図っており、待機児童解消に向けた取組を進めているところであるが、社会経済情勢の悪化などにより入所希望者が増加しており、待機児童が横ばいの状態である。また、こんには赤ちゃん事業については、面接率の上昇が見られている。その他、特定不妊治療費助成金については、本市独自に上乗せで助成を行っているほか、妊産婦医療費助成事業については、助成対象期間を延長するなど、中核市トップクラスの水準となっている。</p> <p>⇒今後とも、きめ細かな子育て支援を事業推進を行っていく。待機児童については、これまでも定員の増を図るため、整備を進めていたところであるが、平成23年度中の保育所の増改築や認定こども園の設置促進による保育サービス量の拡大により、平成24年度当初には、さらに340名の増加を図る予定であり、解消する見込みである。こんには赤ちゃん事業については、里帰り出産等により、本市以外で出産・子育てを行っている人を除くと、おおむね対応できている。</p> <p>◆「ひとり親家庭等への支援充実」については、就業支援や相談機能の充実を図っているところである。</p> <p>⇒平成23年度に新たに始めた「企業との連携による就業支援」などにより、平成24年度末には就業件数の増加が見られる見込みであり、目標達成される見通しである。</p> <p>◆「子どもへの虐待防止対策の強化」については、市民の虐待に対する意識向上もあり、掘り起しが図られているところである。</p> <p>⇒今後とも、関係機関との連携強化や主任児童委員等の活用による地域での活動の定着などにより、未然防止や早期発見、早期対応が見られる見通しである。</p> |
|         | 取組の遅れている施策 | 「子育て支援の充実」の中で、待機児童の解消については、保育所新設や増改築により定員増を図っているが、依然として待機児童が発生している。「子どもへの虐待防止対策の強化」については、子ども家庭支援室の設置をはじめとして体制の強化を図っているが、市民意識の高まりなどにより、児童虐待の通告による児童虐待件数が増加している。 |                |   |             |   |

3 市民意識調査結果

|           |   |       |
|-----------|---|-------|
| H22市民意識調査 | 市民の政策満足度  |       |
|           | H22満足度  | 達成率   |
|           | 35.8%   | 87.3% |
|           | <p>目標に対する達成率が<br/>高：90%以上<br/>中：70～<br/>90%未満<br/>低：70%未満</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;"><b>中</b></p> |       |



4 総合評価

|  |   |
|--|---|
| 政策の達成度   | 総合評価（政策の実現状況と今後の課題）   |
| <p>A：順調<br/>B：概ね順調<br/>C：少し遅れている<br/>D：遅れている</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;"><b>B</b></p> | <p>◆「児童健全育成環境の充実」においては、児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、健やかに育つために、地域において子どもたちの活動の場や機会の提供を行っている。今後は、保護者ニーズを捉えた見直しや青少年の利用促進に向けた検討、地域団体などとの連携を図っていくことが必要である。</p> <p>◆「子育て支援の充実」においては、多角的な子育て支援を行っており、特に、待機児童解消に向けた取組については、保育所等の施設整備などにより、計画的に保育サービスの供給量を拡大し、待機児童の解消を図っているところであるが、社会経済状況の悪化などにより保育所の利用希望が増えているといった様々な状況変化に対応できるような方策について検討が必要である。また、様々な保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスの拡充が必要である。また、こんには赤ちゃん事業については、事業の充実を図るため、訪問指導員の確保や質の向上が必要であるとともに、訪問ができない家庭については、実質的な効果を補完していくために、健康診査などの機会での対応などが必要である。</p> <p>◆「ひとり親家庭等への支援充実」については、ひとり親家庭の就業数が増加するなど、自立が促されているところである。今後は、就業支援を始めとした自立支援策をさらに充実していく必要がある。</p> <p>◆「子どもへの虐待防止対策の強化」については、市民の虐待への関心の高まりなどにより、今後も虐待の通告件数の増加が見込まれることから、関係機関や地域団体との一層の連携により、社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見を図っていくことが必要である。</p> <p>⇒ひとり親の就業支援や宮っ子ステーション事業などについては、目標を達成できる見込みである。特に待機児童解消については、保育所等の整備量拡大により、平成24年度当初までには達成見込みであることや、特定不妊治療費助成金や妊産婦医療費助成事業といった中核市トップクラスの取組があることなど、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を着実に推進しており、市民満足度も上昇傾向にあることから、「愛情豊かに子どもたちを育む」状態が図られつつあると考えられ、達成度を「B」とした。</p> |



第5次総合計画基本計画 中間総括評価表

|      |                             |                |              |                     |  |
|------|-----------------------------|----------------|--------------|---------------------|--|
| 政策の柱 | I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために | 政策名<br>(基本施策名) | 5 都市の福祉力を高める | 政策の達成目標<br>(基本施策目標) | 充実した保健・福祉サービスにより、住み慣れた地域において自立した生活を送っています。 |
|------|-----------------------------|----------------|--------------|---------------------|--|

1 政策を構成する各施策の取組状況

| No. | 施策名                 | 主要な取組内容   | 施策指標の実績とH24末の見通し   | 指標の達成率 | 施策指標<br>指標の数値  | 課題  |
|-----|---------------------|---|--|--------|--|---|
| 1   | 市民の福祉活動への参画促進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民の自主的かつ積極的な福祉活動を促進するため、ボランティア養成講座を開催、また活動等に関する情報提供・相談調整を行っている。</li> <li>◆市民意識の高揚を図るため、福祉の祭典を開催し、福祉活動等の周知や啓発を行っている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ボランティアセンターの登録団体数は、減少した年もあったが、総合的に目標達成に向けて増加傾向にある。⇒H24末は、目標値の増加数と同様の伸びが期待できるため目標達成の見込み。</li> <li>◆ボランティアセンター相談・調整件数については、増減を繰り返しているが、H19比では、増加傾向にある。⇒東日本大震災後の市民のボランティア活動への関心の高さから増加を見込んでおり、目標達成の見通し。</li> <li>◆市民福祉の祭典参加者数は、増加傾向だが目標値と実績に差がある。⇒事業内容等の工夫を図ることで今後も増加すると見込むが、H24末の目標達成は難しい。</li> </ul> | 99.4%  | ◎ボランティアセンターの登録団体数<br>現状値 H22:170団体<br>↓<br>目標値 H24:171団体       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ボランティアセンターの登録団体数や相談・調整件数の増加傾向から活動に対する関心度・認知度が高まりつつあるが、ボランティア育成や需要と供給のマッチングに課題がある。</li> <li>◆福祉のまちづくり事業(2号表彰)の表彰募集に対する応募件数が伸び悩んでいる。</li> <li>◆福祉の祭典参加者数について、目標達成に向けた参加者数の増加が課題となっている。</li> </ul>   |
| 2   | 保健・福祉サービスの総合化の推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健・福祉サービスの相談支援体制の充実のため、身近な場所である地区市民センター等を拠点として、保健と福祉の総合相談に取り組んでいる。</li> <li>◆市民が必要とする様々な保健・福祉サービスの情報を提供するため、保健と福祉のホームページの充実等に努めている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地区における保健・福祉の総合相談取扱い件数は年々増加し、H19年比で、約20%の増加となっている。⇒今後も同様の傾向が続くと見通していることから、目標を達成することができる見込である。</li> </ul>  | 93.2%  | ◎保健・福祉総合相談取扱い件数<br>現状値 H22:46,107件<br>↓<br>目標値 H24:49,476件     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健福祉サービスの提供体制の充実については、少子高齢化の進行、経済不況等の社会状況の変化による複雑多岐な相談を適切な支援につなげることが課題となっている。</li> <li>◆保健・福祉サービスの情報提供については、市民が求める情報を適時・的確に提供することが課題となっている。</li> </ul>  |
| 3   | ユニバーサルデザインの推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ハード面については、公共建築物のバリアフリー化を推進するため、計画的に整備を進めている。</li> <li>◆ソフト面については、障がい者等シンボルマークの認知度向上のため、広報紙・HPへ掲載するほかポスターやカレンダーを配布し周知を図っている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共建築物のバリアフリー化施設の割合については、H19年比で微増となっている。⇒今後も、着実な整備の推進により、指標の上昇は見込めるものの、目標達成は難しい。</li> <li>◆障がい者等シンボルマーク認知度については、増加傾向にある。⇒今後も継続して周知を図ることから、目標達成を見込んでいる。</li> </ul>   | 81.0%  | ◎公共建築物のバリアフリー化施設の割合<br>現状値 H22:60.6%<br>↓<br>目標値 H24:75%       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共建築物のバリアフリー化については、進捗状況の遅れが課題となっている。</li> <li>◆障がい者等シンボルマークの認知度については、マークによる認知度に偏りがある。</li> <li>◆福祉のまちづくり事業(2号表彰)の表彰募集に対する応募件数の伸び悩みについて課題がある。</li> <li>◆福祉の祭典参加者数について、目標達成に向けた参加者数の増加が課題となっている。</li> <li>◆民間の公共的施設整備については、申請件数の伸び悩みが課題である。</li> </ul>  |
| 4   | 社会福祉施設の充実           | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間活力による社会福祉施設の充実を図るため、整備運営事業者の公募を実施しながら、計画的に施設整備を進めている。</li> <li>◆施設の質を確保するため、指導監査等を行っている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合計画に掲げた活動指標について、小規模多機能型居宅介護事業所については、目標値に対して56%の整備率である。特別養護老人ホームの整備については、目標の366床に対して179床の整備が完了した。⇒H24末の状況としては、小規模多機能型居宅介護事業所については、目標値に対して72%程度の整備率となる見込みであり、目標の達成は難しい。特別養護老人ホームについては、目標を達成する見込みである。</li> </ul>   | 48.0%  | ◎小規模多機能型居宅介護事業所の整備率<br>現状値 H22:48%<br>↓<br>目標値 H24:100%        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆小規模多機能型居宅介護事業所については、利用者の確保が難しい圏域もあるため、目標の達成が困難になっている。</li> </ul>  |
| 5   | 保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域における新たなニーズや福祉課題などに迅速かつ適切に対応できる地域社会を構築するため、様々な地域資源が連携するネットワークづくりに取り組んでいる。</li> <li>◆住み慣れた地域での自立を促進するため、充実した保健・福祉サービスの提供に努めている。</li> <li>◆市民の保健・福祉ニーズに迅速かつきめ細かく対応するため、総合相談機能及び調整機能の充実を図っている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合計画に掲げた活動指標について、災害時要援護者登録数は増えているものの、増加の速度は緩やかになっており、目標との開きが大きくなってきている。⇒H24末の状況としては、今後も同様の傾向が続くと見通していることから、目標の達成は難しい。</li> </ul>   | 60.3%  | ◎災害時要援護者支援事業の要援護者登録数<br>現状値 H22:8,138人<br>↓<br>目標値 H24:13,500人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時要援護者支援制度については、市内全39地区における「地区支援班」の早期設置や、実効性のある制度となるよう、「要援護者避難訓練」の実施を促進することが課題となっている。</li> <li>◆在宅福祉サービスの充実については、サービスの更なる周知により、利用者を掘り起こすことが課題となっている。</li> <li>◆地域保健・福祉体制の充実については、複雑多岐な相談が増加していることから、専門性の高い相談機能の充実を図ることが重要な課題となっている。</li> <li>◆生活困窮世帯への支援の充実については、長引く景気の低迷により、生活保護受給者の増加が課題となっている。</li> </ul> |

|                  |  |                 |       |
|------------------|--|-----------------|-------|
| 政策を構成する施策指標の達成状況 | <b>C</b> ※各施策の「指標の達成度」の平均値をA～Eの指標で提示<br>90%以上:A 80～90%:B 60～80%:C 40～60%:D 40%未満:E | 施策指標の達成度<br>平均値 | 76.4% |
|------------------|--|-----------------|-------|

2 これまでの取組状況（H20～H22）と見通し

|         |            |  |                |  |   |
|---------|------------|--|----------------|--|---|
| 主要な取組内容 | 成果の大きい施策   | 「市民の福祉活動への参画促進」及び「保健・福祉サービスの総合化の推進」については、施策指標を90%以上達成しており、市民意識調査の重要度・満足度についても一定の評価を得ているところである。 | 外部要因など<br>特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆我が国の少子高齢化は急速に進んでおり、地域の支えあいや誰もが安心して生活を送るための環境づくりが求められている。</li> <li>◆県においては「地域福祉支援計画」、社会福祉協議会においては「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動を積極的に推進している。</li> <li>◆ボランティア活動については、東日本大震災の影響もあり、様々な組織・団体による活動のほか、個人での活動も広がってきた。</li> <li>◆国や県の経済危機対策補助額増額により、社会福祉施設整備に対する民間事業者の参入意欲が高まっている。</li> <li>◆核家族化が進み、コミュニティの希薄化などを原因として、孤独死や虐待、ひきこもりなど様々な社会問題が増加している。</li> <li>◆社会福祉事業者の労務管理能力など、法人運営の質の向上が求められている。</li> </ul> | 実績とH24末の見通し <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民の福祉活動への参画促進については、ボランティア養成講座やボランティア活動に関する情報提供などの取組により、ボランティアセンターの登録団体や相談調整件数は着実に増加している。また、市民福祉の祭典参加者数も年々増加している。</li> <li>⇒ H24の見通しとしては、ボランティア活動への関心の高さから、今後もボランティア登録・相談は増加すると見込んでおり、ボランティアに対する需要と供給のコーディネート強化することで、市民の福祉活動への参加が促進される見通しである。</li> <li>◆保健・福祉サービスの総合化の推進については、ホームページ等による保健・福祉の情報提供や地区市民センター等における「市民生活に密着した行政サービスの提供」などの取組が着実に進んでおり、保健・福祉の相談件数等が増加傾向にある。</li> <li>⇒ H24の見通しとしては、職員の保健福祉行政全般にわたる専門的知識の習得や関係課との連携・強化により、市民が必要とする各種保健・福祉サービスが迅速にかつ的確に提供される見通しである。</li> <li>◆ユニバーサルデザインの推進については、公共建築物のバリアフリー化の整備や障がい者等シンボルマークの周知に取り組み、公共建築物のバリアフリー化の割合はH19年に比べ微増にとどまるものの、障がい者等シンボルマーク認知度については、着実に向上している。</li> <li>⇒ H24の見通しとしては、公共建築物のバリアフリー化の計画的整備や障がい者等シンボルマークの効果的・効率的周知により、ユニバーサルデザインがより一層推進される見通しである。</li> <li>◆社会福祉施設の充実については、民間活力による社会福祉施設の計画的整備に取り組み、特別養護老人ホーム等は順調に進捗しているが、小規模多機能型居宅介護事業所については、参入を希望する事業者が少なく、目標に達していない。</li> <li>⇒ H24の見通しとしては、国等の補助を積極的に導入した施設整備策などにより、未整備圏域等の課題は残るものの、入所待機者は減少する見通し。</li> <li>◆保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実については、未登録者への勧奨などにより、災害時要援護者制度の登録数は着実に増加している。また、生活保護受給者の自立を促進するため、就労支援に取り組んでいるが、長引く景気低迷等の影響により受給者は増加傾向にある。</li> <li>⇒ H24末の見通しとしては、生活保護受給者の就労支援策の強化により、保護の適正化が推進され、福祉活動の担い手の確保などにより、地域保健・福祉体制の充実が図られる見通し。</li> </ul> |
|         | 取組の遅れている施策 | 「社会福祉施設の充実」については、施策指標である「小規模多機能型居宅介護事業所の整備率」の達成率が、目標69%に対して48%と低く、取組に遅れが見受けられる。                |                |  |   |

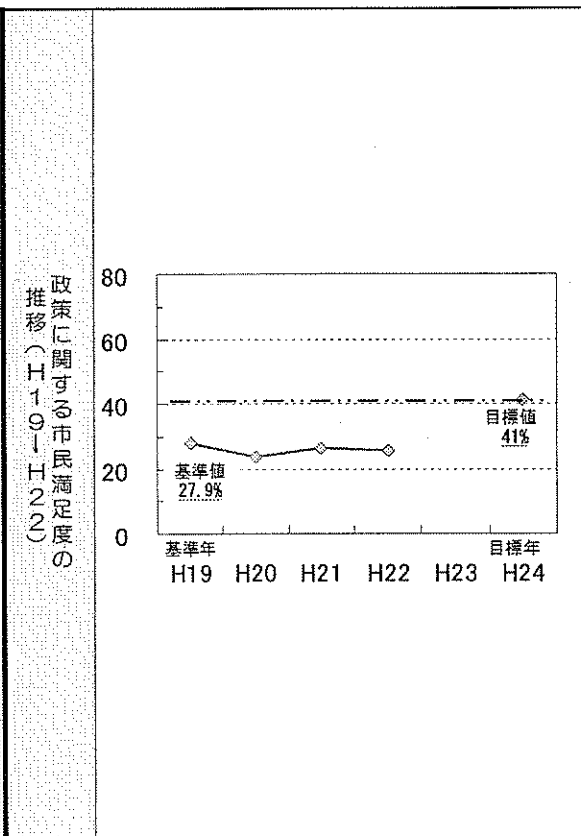
3 市民意識調査結果

|           |          |       |
|-----------|----------|-------|
| H22市民意識調査 | 市民の政策満足度 |       |
|           | H22満足度   | 達成率   |
|           | 25.7%    | 62.7% |

目標に対する達成率が  
高：90%以上  
中：70～  
90%未満  
低：70%未満

低

政策に関する市民満足度の推移（H19～H22）



4 総合評価

|  |   |
|--|---|
| 政策の達成度   | 総合評価（政策の実現状況と今後の課題）   |
| <p>A：順調<br/>B：概ね順調<br/>C：少し遅れている<br/>D：遅れている</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">B</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「市民の福祉活動への参画促進」「保健・福祉サービスの総合化の推進」及び「ユニバーサルデザインの推進」については、高い進捗状況を維持しており、ボランティア活動の参加者が増加するなど福祉活動への認知度や関心度の向上が見られ、保健福祉の相談・サービス利用が市民に定着してきている等、成果がみられる。</li> <li>◆「社会福祉施設の充実」については、施策指標である小規模多機能型居宅介護事業所の整備率は低いものの、特別養護老人ホームやグループホームなどの整備は計画的に進んでおり、順調に待機者の解消が図られている。</li> <li>◆「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」については、指標施策である災害時要援護者支援事業について、東日本大震災の発生時に、地区支援班による要援護者の安否確認が適切に行なわれるなど、地域で支え合う制度として十分に機能している。</li> <li>⇒政策の達成目標の実現については、「市民の福祉活動への参画促進」や「保健・福祉サービスの総合化の推進」の施策指標の達成状況は高い状況にあり、「社会福祉施設の充実」と「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」については、施策指標の達成状況が低い状況であるが、社会福祉施設全体としては、概ね計画的な整備が進められており、災害時要援護事業など、地域で支えあう支援体制も一定の成果を挙げている。このようなことから、都市の福祉力の向上のための政策は、概ね順調に進捗していると考えられ、達成度を「B」とした。</li> <li>なお、達成状況の低い施策については、下記の課題に積極的に取り組みながら、市民福祉の向上に努める。</li> <li>・「社会福祉施設の充実」については、住み慣れた地域で、自立した生活を送れる環境を整備していくためにも、引き続き、小規模多機能型居宅介護をはじめとした地域密着型サービス事業所の計画的な整備や事業者の経営力の向上による社会福祉施設の更なる充実が必要であり、国・県等の補助制度等を活用しながら、施設整備の事業者支援を行なっていく必要がある。</li> <li>・「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」については、福祉活動の担い手の確保、福祉サービス基盤の充実を図り、様々な主体が活躍できる柔軟なネットワークを構築することにより、地域の福祉力の向上を図っていく必要がある。</li> </ul> |

第5次総合計画基本計画 中間総括評価表

|      |                             |                |                |                     |  |
|------|-----------------------------|----------------|----------------|---------------------|--|
| 政策の柱 | I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために | 政策名<br>(基本施策名) | 6 日常生活の安心感を高める | 政策の達成目標<br>(基本施策目標) | 地域社会や事業者、行政が連携して日常生活を取り巻くさまざまな危機に対応し、市民が、安全で安心した生活を送っています。 |
|------|-----------------------------|----------------|----------------|---------------------|--|

1 政策を構成する各施策の取組状況

| No. | 施策名              | 主要な取組内容  | 施策指標の実績とH24末の見通し   | 指標の達成率 | 施策指標<br>指標の数値   | 課題  |
|-----|------------------|--|--|--------|---|---|
| 1   | 防犯対策の充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自主防犯活動団体等による、より多くの「地域を見守る目」の確保や防犯上の問題箇所の改善などにより地域全体の防犯力向上を図っている。</li> <li>◆市民の犯罪被害への不安感の軽減と夜間における犯罪の未然防止のため、防犯灯の設置と適正な維持管理を促進している。</li> <li>◆市民一人ひとりの防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を担う人材の育成を進めている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民意識調査の結果では、施策に対する市民の重要度は86.0%から87.5%とほぼ横ばいながら高い位置にあり、施策に対する満足度においては平成20年39.8%から平成22年46.0%と年々評価が上がっている。</li> <li>⇒H24の見通しとしては、施策の重要度はこれまでと同様に高い水準で推移すると考えられる。</li> <li>◆施策を構成する事務事業については、概ね目標値に近い実績値になっており既に目標を達成した活動指標もある。</li> <li>⇒H24は、各種施策に引き続き取り組むことで、刑法犯認知件数は減少すると考えられる。</li> </ul> | 131.6% | ◎人口千人当たりの刑法犯認知件数<br>現状値<br>H22:15.2件<br>↓<br>目標値<br>H24:20件   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆日常生活において犯罪被害に遭う不安感を少しでも感じる市民の割合が目標値に達していないことから、市民が不安を感じる「身近な犯罪」の減少に向けた取組の充実が必要である。また、市民アンケート調査では犯罪の未然防止という点から見て「不十分」な状態にあるものとして「まちの明るさ」の回答がもっとも高いことから、防犯性の高い生活環境の整備と犯罪のさらなる減少に向け継続して防犯活動ができる体制を充実する必要がある。</li> </ul>  |
| 2   | 交通安全対策の充実        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するため、交通安全教育指導員による交通安全教室や自転車の安全利用に関する子ども自転車免許事業、街頭指導、市民や地域、警察、関係団体、市による春、秋、年末の交通安全運動及び高齢者交通安全運動(5月)を実施している。</li> <li>◆交通安全を確保するため、歩道整備やカーブミラーの設置などの交通安全施設整備を推進している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆指標である交通事故発生件数は、大幅に目標を達成している。また、市民意識調査の結果では、施策に対する市民の重要度、満足度ともに上昇している。</li> <li>交通事故死者数は基準年より減少しているものの、近年、高齢者の死者数が増加している。</li> <li>⇒H24末の見通しとしては、地域や警察、交通安全関係団体と交通安全教育や啓発活動等の継続した取組により、交通事故発生件数は今後も減少する見込み。</li> </ul>  | 131.4% | ◎交通事故発生件数<br>現状値<br>H22:3,043件<br>↓<br>目標値<br>H24:4,000件      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通事故発生件数は減少しているものの、高齢者の交通事故の割合が高まっているとともに、若年ドライバーの人口10万人あたりの交通事故発生件数が多い状況にある。また、交通事故死者数は基準年より減少しているものの、近年、高齢者の死者数が増加している。</li> </ul>  |
| 3   | 消防力・救急救助体制の充実    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆複雑多様化する災害に迅速・的確に対応するための消防車両の整備及び消防施設や消防水利の整備を図っている。</li> <li>◆救命効果を高めるための、救急隊員(救急救命士)のプレホスピタルケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実に努めている。</li> <li>◆地域住民の安全・安心の確保を目的とした、消防団組織の活性化及び組織の円滑な運営を行っている。</li> <li>◆地域の防災意識向上を目的とした、各種防火団体への支援体制の充実に努めている。</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民意識調査における市民の施策重要度は83.2%から87.5%と高水準で推移し、施策満足度は平成20年の48.7%から平成22年度は50%と評価が上がっている。</li> <li>⇒施策に対する重要度は、今後も高水準で推移するものと見込まれる。</li> <li>◆施策を構成する事務事業については、すべての事業で各年度の目標を達成し、施策指標である気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士数についても着実に増加している。</li> <li>⇒H24末の見通しとしては、計画的な救急救命士の養成を進めることで、目標を上回る見込み。</li> </ul>         | 57.7%  | ◎気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士数<br>現状値<br>H22:15人<br>↓<br>目標値<br>H24:26人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆複雑多様化する市民ニーズに、迅速かつ的確に対応するため、従前にも増して効率的な組織運営を図る必要がある。また、消防施設整備事業のうち、消防団詰所については、重要な防災拠点であり、計画的な整備を進めていく必要がある。</li> </ul>  |
| 4   | 危機管理体制・危機対応能力の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆危機対応能力の充実と、市民の防災に対する意識啓発・知識向上のため、防災訓練事業を実施している。</li> <li>◆自主防災会活動のさらなる育成・強化のため、地域主体の防災訓練の実施や防災資機材の補強等について支援している。</li> <li>◆住民・公共施設の安全確保のため、急傾斜地対策を実施している。</li> <li>◆災害時に、各部局が迅速・確実に情報を収集・伝達するため、移動系MCA無線を配備している。</li> <li>◆建物の倒壊等の被害から市民を守るため、民間住宅の耐震化促進や、市有建築物の耐震化を実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民の防災活動への参加状況については、H19に比べH22は約13%の増加となっている。</li> <li>⇒今後は、東日本大震災の発生を受け、市民の防災への関心が高まっていることもあり、増加が見込まれる。</li> <li>◆自主防災会を中心とした各地区防災訓練開催数については、全39地区のうち、ほぼ全地区で毎年開催されている。</li> <li>⇒H24の見込みとしては、東日本大震災を踏まえた防災意識の高揚もあり、全地区で開催される見込みである。</li> </ul>  | 56.7%  | ◎市民の防災活動への参加状況<br>現状値<br>H22:17%<br>↓<br>目標値<br>H24:30%       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆東日本大震災に対しては各部局が地域防災計画に基づき対応した。その対応を検証した上で、今後の防災対策につなげる必要がある。</li> <li>◆庁内における情報伝達については、移動系MCA無線の配備を進めている。今後、増設による情報収集、初動対応の連携強化を図るとともに、市民に対し情報を迅速かつ確実に伝達するための機能整備を進める必要がある。</li> <li>◆「安全安心なまちづくり」につなげられるよう、地域の防災力の更なる向上が必要である。</li> <li>◆都市の防災性を強化するため、市営住宅等の公共施設や民間の建築物の耐震化を促進する必要がある。</li> </ul> |
| 5   | 消費生活の向上          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆消費生活の向上のため、消費生活に関する教育、啓発や情報提供、消費者団体の活動促進の支援に取り組んでいる。また、事業者と消費者間のトラブルの相談に応じたり、不適正な商品表示をなくすための立入調査や不適正な取引行為を行っている事業者への指導に取り組んでいる。</li> <li>◆取引や証明行為に使用される特定計量器の精度・性能を一定水準に維持するための検査や計量思想の普及啓発の取組を推進している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆消費生活出前講座の受講者数の実績は約50%、消費生活センターにおける斡旋不調率は目標に近い水準であり、計量器定期検査合格率は目標を達成している。</li> <li>⇒H24の状況としては、消費生活出前講座の受講者数は、目標の達成は難しいが、消費生活センターにおける斡旋不調率については目標に近い水準を維持し、計量器定期検査合格率については目標を達成する見込み。</li> </ul>  | 51.4%  | ◎消費生活講座等の受講者数<br>現状値<br>H22:2,825人<br>↓<br>目標値<br>H24:5,500人  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆消費生活の向上については、消費者被害を未然に防止するための消費者教育における受講者は高齢者が多く、若年層の受講者が少ない。また、消費者の生命・身体・財産の安全を確保するため、危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品等を扱う店舗への適切な店舗数の立入調査を行うことが課題である。</li> </ul>  |

|                  |             |  |   |        |   |  |
|------------------|-------------|--|---|--------|---|--|
| 6                | 食品の安全性の向上   | <p>◆食品による健康危害を防止するため、食品安全条例に基づき、事業者に対し、自主回収届出制度や自主衛生管理認証制度などを推進している。</p> <p>◆食品の安全を確保するため、食品関係施設等への監視指導を強化するとともに、食品・食肉検査体制の充実を図っている。</p> <p>◆市民や食品事業者へ衛生知識の向上を図るため、食品衛生情報の提供や食品衛生教育の実施などにより、食品に関する正しい知識の普及啓発に努めている。</p>  | <p>◆食品営業施設の監視率については、現状を維持しており、94.8%の達成率となっている。</p> <p>⇒食品の安全・安心を確保するため、食中毒、異物混入など突発的な事案への対応や、自主回収届出制度や自主衛生管理認証制度の推進など、様々な事業に取り組みながら、効率的な監視指導を実施することにより、H24の目標は概ね達成する見込みである。</p> | 94.8%  | <p>◎食品営業施設の監視率</p> <p>現状値<br/>H22:87.7%<br/>↓<br/>目標値<br/>H24:92.5%</p>   | <p>◆食中毒や異物混入、表示違反事例など年間を通じて発生していることから、事業者への衛生管理の指導を強化する必要がある。</p> <p>◆食品の安全を揺るがす事案が相次ぐ中、市民の食品に対する関心が高まっていることから、より一層、食品の安全・安心の確保を図っていく必要がある。</p> <p>◆市民の食肉に対する安全・安心への要望が高まっている中、様々に変化する消費者意識に対応し、安全・安心な食肉を提供する必要がある。</p>                  |
| 7                | 健康危機管理対策の強化 | <p>◆健康危機への対応能力の向上のため、感染症・食中毒など原因分野別の対策を含めた健康危機管理基本指針を定めるほか、感染症・化学物質の専門家からなる健康危機管理対策専門委員会を開催するとともに、模擬訓練・研修等を実施している。</p> <p>◆健康危機に関する関係機関との連携強化のため、県警・市医師会・薬剤師会・医療機関等からなる健康危機管理連絡協議会を設置しているほか、家畜保健衛生所長や関係部局の課長からなる栃木県高病原性鳥インフルエンザ関係連絡会議に参加している。</p> <p>◆健康危機管理体制の強化のため、感染症の流行状況の把握・解析や、市民に対する予防策等の情報提供を実施している。</p> | <p>◆健康被害の発生を想定した模擬訓練・研修等を毎年、着実に実施している。</p> <p>⇒模擬訓練等の継続的な実施により、目標は達成される見込み。</p>   | 100.0% | <p>◎健康危機に関する模擬訓練の実施</p> <p>現状値<br/>H22:1回<br/>↓<br/>目標値<br/>H24:1回</p>    | <p>◆健康危機管理体制は一定整備されているが、国・県において、新型インフルエンザ対策行動計画の見直しが進められていることから、本市においても計画の見直しが必要である。</p>   |
| 8                | 生活衛生環境の向上   | <p>◆生活衛生関係施設等の監視指導体制を充実し、生活衛生関係施設、水道施設、特定建築物等の監視指導を計画的に実施し、衛生水準を向上する。</p> <p>◆市民の快適で衛生的な生活環境を目指すため、畜場及び霊園等を整備することにより、利用者の安全性確保や利便性の向上を図っている。</p> <p>◆飼養動物の適正管理と衛生害虫等の自主防除の推進のため、市民に対し、飼養動物の適正飼育、終生飼育及び衛生害虫等に対する自主管理意識の普及啓発を行う。</p>   | <p>◆生活衛生関係施設の監視率は、目標を達成している。</p> <p>⇒年間監視計画に基づく効率的な監視を継続していく。</p>   | 111.7% | <p>◎生活衛生関係施設の監視率</p> <p>現状値<br/>H22:58.3%<br/>↓<br/>目標値<br/>H24:52.2%</p> | <p>◆レジオネラ症等による健康被害につながる可能性のある生活衛生関係施設等の衛生環境については市民の関心が高く、計画的、効率的な監視、指導が必要である。</p> <p>◆家族形態の多様化や少子高齢化の進展により、既存の墓地形式では対応が難しいケースが発生している。</p> <p>◆各種広告媒体による啓発や不妊去勢手術費用の補助、動物愛護フェスティバルの開催等により、適正飼育、終生飼育が普及してきており、犬、ねこの引取り頭数及び捕獲頭数が減少している。</p> |
| 政策を構成する施策指標の達成状況 |             | <p><b>A</b> ※各施策の「指標の達成度」の平均値をA～Eの指標で提示<br/>90%以上:A 80～90%:B 60～80%:C 40～60%:D 40%未満:E</p>   | 施策指標の達成度平均値   | 91.9%  |   |  |

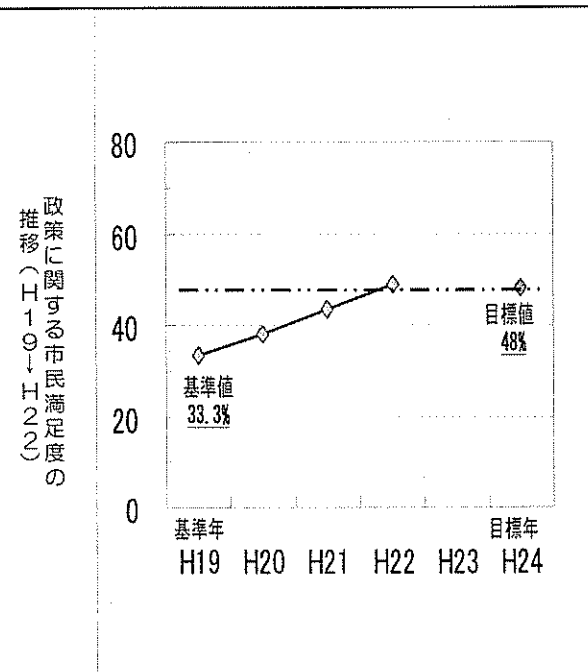


2 これまでの取組状況（H20～H22）と見直し

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| 主要な取組内容<br><br>成果の大きい施策<br><br>取組の遅れている施策 | 「防犯対策の充実」「交通安全対策の充実」については、市民の重要度が高水準にある状況下において、それぞれ、施策指標である「人口千人当たりの刑法犯認知件数」の達成率は131.6%に、「交通事故発生件数」の達成率は131.4%と高く、施策に対する市民の満足度も得られている。   | 外部要因など<br>特記事項など<br><br>◆国では、近年の安全・安心なまちづくりの機運の高まりを受け、「消費者基本計画」が策定され、消費者の安全安心の確保や消費生活教育の充実等が位置付けられた。また、国の「第9次交通安全基本計画」が策定され、交通安全対策を強力に推進する動きがある。さらに、自然災害や武力攻撃等の危機発生に関する警報を瞬時に配信する「J-ALERTシステム」が全国的に整備され、危機管理体制の強化が図られている。<br>◆国では、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策での経験等を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、行動計画の見直しなど、新型インフルエンザ対策の再構築を図っているところである。<br>◆東日本大震災の発生を受け、今後の防災対策を講じる上での課題が明らかになった。また、これまでは災害の少ない土地柄などから市民の防災意識は比較的低かったが、震災以降、市民の意識の高まりが見られ、地域がより主体的に防災活動に取り組むことが期待される。 | 実績とH24末の見直し<br><br>◆防犯対策の充実については、市内全39地区の防犯活動団体のネットワーク化を図るとともに、リーダー育成講習会の実施など防犯活動を担う人材育成に取り組むほか、夜間の犯罪防止のための防犯灯設置や維持管理への補助の実施などにより、地域における防犯力の向上が図られている。<br>⇒H24末の見直しとしては、各種事業に引き続き取り組むことで、刑法犯認知件数はさらに減少するものと見込まれる。<br>◆交通安全対策の充実については、幼児、児童、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や、子ども自転車免許事業の実施、地域・警察・関係団体・市による交通安全運動の実施などの取組により、交通事故死者数は基準年より減少しているものの、近年は高齢者の死者数が増加している状況にある。<br>⇒H24末の見直しとしては、各種事業に引き続き取り組むほか、高齢者を対象とした事業の充実を図ることにより、交通事故発生件数は今後も減少するものと見込まれる。<br>◆消防力・救急救助体制の充実については、複雑多様化する災害に対応するため、計画的な消防車両・施設・水利の整備、また、救命効果を高めるためのプレホスピタルケア(救命現場及び搬送途上における応急処置)の充実にも努めており、いずれの事業についても着実に進捗している。<br>⇒H24末の見直しとしては、計画的な気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士の養成を進めることで、目標を上回るものと見込まれる。<br>◆危機管理体制・危機対応能力の充実については、災害時に情報を迅速・確実に伝達するため、庁内において移動系MCA無線の配備を進めているほか、市民の防災意識・知識の向上のため、防災訓練事業を継続的に実施している。また民間住宅の耐震化促進や、市有建築物の耐震化を実施している。<br>⇒H24末の見直しとしては、東日本大震災への検証を踏まえ見直した地域防災計画に基づき、情報伝達体制や地域防災力の強化に取り組むことで、市全体の防災力向上が図られる見直しである。市民の防災への関心が高まっていることもあり、市民の防災活動への参加の増加や、更なる住宅耐震化も見込まれる。<br>◆消費生活の向上については、消費生活出前講座の受講者は、目標には至らないものの年々増加している。また、消費生活相談事業や消費者取引適正化に向けた店舗の調査、計量器の定期検査などは適正に行われている。<br>⇒H24末の見直しとしては、消費者教育事業についての目標達成は難しいが、幅広い年齢層への消費者教育に努めるとともに、消費生活相談事業や消費者啓発・情報提供事業などの取組の拡充により、施策の推進が図られるものと見込まれる。<br>◆食品の安全性の向上については、食品営業施設の監視率については、現状を維持しており、94.8%の達成率となっている。<br>⇒H24末の状況としては、食品の安全・安心を確保するため、食中毒、異物混入など突発的な事案への対応や自主回収届出制度や自主衛生管理認証制度の推進など、様々な事業に取り組みながら、効率的な監視指導を実施することにより、目標は概ね達成するものと見込まれる。<br>◆健康危機管理対策の強化については、健康被害の発生を想定した模擬訓練・研修等を毎年、着実に実施している。<br>⇒H24末の見直しとしては、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策での経験等を踏まえ、行動計画の見直しや、模擬訓練等の継続実施により、目標は達成されると見込まれる。<br>◆生活衛生環境の向上については、生活衛生関係施設の監視率は、目標を達成している。<br>⇒H24末の状況としては、年間監視計画に基づく効率的な監視を継続していく。 |
|   | 「消費生活の向上」について、施策指標の実績値は、前年度と比較し向上しているが、達成率は51.4%に留まる。また、「危機管理体制・危機対応能力の充実」については、施策指標である市民の防災活動への参加状況が56.7%に留まる。さらに、市民意識調査における重要度は81.1%と高いものの満足度が30.9%と数値が振るわず、指標に乖離が見られるなど、取組が遅れが見受けられる。 |  |  |

3 市民意識調査結果

|           |  |        |
|-----------|--|--------|
| H22市民意識調査 | 市民の政策満足度   |        |
|           | H22満足度   | 達成率    |
|           | 48.9%  | 101.9% |
|           | 目標に対する達成率が<br>高：90%以上<br>中：70～90%未満<br>低：70%未満<br><br><b>高</b> |        |



4 総合評価

|  |  |
|--|--|
| 政策の達成度<br><br>A: 順調<br>B: 概ね順調<br>C: 少し遅れている<br>D: 遅れている<br><br><b>A</b> | 総合評価（政策の実現状況と今後の課題）<br><br>◆「防犯対策の充実」や「交通安全対策の充実」については、地域や関係団体、警察等との連携で、各種事業を展開することにより犯罪認知件数や交通事故発生件数が減少し、市民の安全意識の向上が図れていることから、今後とも継続して取り組んでいく必要がある。<br>◆「消防力・救急救助体制の充実」や「危機管理体制・危機対応能力の充実」については、これまで市民の防災意識が低い状況にあったが、今回の東日本大震災を契機に防災への関心の高まりとともに現状における課題が明らかになったことから、今後は災害対策の体制強化や自主防災組織の充実などにさらに取り組んでいく必要がある。<br>◆「消費生活の向上」については、消費者教育における年代の偏りや商品表示に係る立ち入り調査の不足などが見られることから、今後は幅広い年齢層への消費者教育や消費者取引適正化への取組を強化する必要がある。<br>◆「食品安全性の向上」や「生活衛生環境の向上」については、食品営業施設や生活衛生関係施設の監視率が一定のレベルを確保していることから、今後とも効率的な監視を継続していく必要がある。<br>◆「健康危機管理対策の強化」については、健康危機管理体制は一定整備されているが、国・県が新型インフルエンザ対策行動計画を見直ししていることから、今後は本市の計画も国の方針に基づき見直ししていく必要がある。<br>⇒「日常生活の安心感を高める」については、全体として施策指標の達成度は高く、政策に関する市民満足度が目標値を超えていることから、達成度を「A」とした。しかし、施策により達成度や満足度に差があることから、今後はそれぞれの現状を見据えた対策が必要である。 |
|--|--|

